令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果

令和２年５月

鴨川市台風被害復興本部

目　　次

序　文……1
1　検証実施の経緯……1
2　検証の対象とした災害及びその内容……1
3　本市の被害状況等……3
4　検証方法……5
5　検証の視点、考え方……5

検証編……6
1　災害応急活動体制……6
2　情報収集伝達……12
3　災害広報・広聴活動……16
4　災害救助法の適用……20
5　広域応援・自衛隊派遣要請……21
6　水防……24
7　警備・交通・輸送……25
8　避難対策……27
9　救助・救急・消防……35
10　医療救護……36
11　防疫・清掃……39
12　食料・飲料水・生活必需品等の供給……46
13　行方不明者の捜索・遺体の処理……50
14　被災住宅対策……52
15　文教対策及び労働力の確保……55
16　ライフライン施設等の応急・復旧計画……58
17　ボランティア活動への対応……60
18　要配慮者への対応……63
19　孤立対策……65
20　在港船舶対策……66

序　文

１　検証実施の経緯

令和元年 12 月１日をもって台風 15 号、台風 19 号及び 10 月 25 日大雨という一連の災害（以下「台風 15 号等による災害」という。）による被害等に係る災害対策本部を閉鎖し、２日に台風被害復興本部を設置するとともに、総務部総務課内に復興本部事務局となる台風被害復興室を設置した。

特に、令和元年９月８日に接近した台風 15 号はその強い勢力により多くの住家被害をもたらすとともに、倒木等に起因する大規模かつ長期の停電を発生させたことにより、本市においては市制施行以来初めてとなる激甚災害の指定を受けるに至った。

続く台風 19 号、そして 10 月 25 日の大雨と大規模災害に見舞われ、この間の本市災害対策本部の対応については、市役所内外から広範な意見があったところである。

ついては、台風被害復興本部事務局である台風被害復興室において、今回の対応を自ら振り返り、今後の災害対応の向上に資することを目的として、検証作業を実施することとした。

２　検証の対象とした災害及びその内容

（１）　令和元年台風第15号《令和元年房総半島台風》

	発　表	解　除
大雨警報	9月8日　22:50	9月9日　13:21
洪水警報	9月9日　2:16	9月9日　10:11
暴風警報	9月8日　12:58	9月9日　10:11
波浪警報	9月8日　10:25	9月9日　10:11
土砂災害警戒情報	9月9日　2:26	9月9日　10:54

	発　令	解　除
避難準備・高齢者等避難開始	9月8日　16:00	9月9日　11:05
避難勧告（大山地区）	9月9日　2:30	9月9日　11:05
避難勧告（市内全域）	9月9日　2:50	9月9日　11:05

	設　置	廃　止
災害警戒本部（第２配備）	9月8日　12:58	9月9日　2:30
	9月9日　11:05	9月11日　15:00
災害対策本部（第３配備）	9月9日　2:30	9月9日　11:05
	9月11日　15:00	12月2日　8:45

・総雨量

代	鴨川（横渚）	長狭（宮山）
146㎜	135㎜	134㎜

・最大時間雨量

長狭（宮山）	土木事務所	鴨川（横渚）・小湊
75mm	47mm	39mm

・最大瞬間風速　35.6m　9月9日 3:32

・避難所開設　12箇所

・避難者数　34世帯　43人

（２） 令和元年台風第19号《令和元年東日本台風》

	発　表	解　除
大雨警報	10月12日　6:41	10月12日　23:31
洪水警報	10月12日　18:56	10月12日　23:31
暴風警報	10月12日　6:41	10月13日　2:48
波浪警報	10月11日　16:15	10月13日　10:52
土砂災害警戒情報	10月12日　10:05	10月12日　23:31

	発　令	解　除
避難準備・高齢者等避難開始	10月11日　14:30	10月13日　6:00
避難勧告（市内全域）	10月12日　10:20	10月13日　6:00

	設　置	廃　止
災害対策本部（第３配備）	台風15号から継続中	12月2日　8:45
災害対策本部（第５配備）	10月12日　12:00	10月13日　6:00

・総雨量

長狭（宮山）	清澄	代
136mm	90mm	83mm

・最大時間雨量

長狭（宮山）	土木事務所	鴨川（横渚）・小湊
20mm	14mm	11mm

・最大瞬間風速　30.1m　10月12日 12:07

・避難所開設　20箇所

・避難者数　492世帯　981人

（３）　令和元年10月25日の大雨

	発　表	解　除
大雨警報	10月25日　　8:20	10月25日　21:20
洪水警報	10月25日　　8:36	10月25日　21:20
土砂災害警戒情報	10月25日　　8:52	10月25日　21:10

	発　令	解　除
避難勧告（土砂災害警戒区域） 542世帯　1,294人	10月25日　　8:52	10月25日　21:10
避難勧告（曽呂川流域） 70世帯　143人	10月25日　　9:46	10月25日　10:43
避難勧告（加茂川流域） 382世帯　783人	10月25日　10:10	10月25日　10:43
避難指示（緊急）（加茂川・曽呂川周辺） 452世帯　926人	10月25日　10:43	10月25日　16:15
避難勧告（市内全域） 14,584世帯　32,196人	10月25日　12:23	10月25日　16:15

	設　置	廃　止
災害対策本部（第３配備）	台風15号から継続中	12月2日　　8:45

・総雨量

鴨川（横渚）	代	清澄
246mm	208mm	202mm

・最大時間雨量

鴨川（横渚）	代	清澄
85.5mm	55mm	50mm

・最大瞬間風速　15.8m　10月25日　15:22

・避難所開設　13箇所

・避難者数　33世帯　57人

３　本市の被害状況等

（１）　令和元年台風第15号《令和元年房総半島台風》

・人的被害　0人

・停電戸数　18,100軒　9月24日（復電）

・断水戸数　5,755戸　9月16日（復旧）

・通行止め

国道	県道	市道
1箇所	4箇所	90箇所

（２）　令和元年台風第19号《令和元年東日本台風》

・人的被害　0人

・停電戸数　10,000軒　10月17日（復電）

・断水戸数　235戸　10月15日（復旧）

・通行止め

国道	県道	市道
3箇所	2箇所	6箇所

（３）　令和元年10月25日の大雨

・人的被害　0人

・住家被害

床上浸水	床下浸水
5戸	28戸

・停電戸数　30軒　10月25日（復電）

・断水戸数　4,699戸　10月27日（復旧）

・通行止め

国道	県道	市道
2箇所	1箇所	13箇所

（４）　被害家屋の状況（令和２年３月31日現在）

区分	台風 15 号	台風 15・19 号	台風 15･19 号 10/25 大雨	計
全壊	2	0	0	2
大規模半壊	2	1	0	3
半壊	42	5	4	51
一部損壊	1,730	309	17	2,056
計	1,776	315	21	2,112

４　検証方法

（１）　活動状況調査

令和元年 12 月から令和２年１月にかけて、台風 15 号等による災害のそれぞれの期間ごとに、発災から一定の収束を迎えるまでの間の災害対策本部の各班の活動について、24 時間単位で調査を実施した。また、この調査の補完のため、当該業務に従事した職員の個人別の活動状況調査も併せて実施し、各班の調査で把握できない詳細な動きの補足に活用した。

（２）　災害対応ヒアリングの実施

活動状況調査とりまとめ終了後の令和２年１月から２月にかけ、調査票に基づき、各班（所属ごと）のヒアリングを実施し、詳細な状況について聞き取り調査を行った。

《ヒアリング実施実績》

１月16日（木）	財政課、議会事務局
１月20日（月）	総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
１月21日（火）	まちづくり推進課、商工観光課、市民交流課
１月24日（金）	国保病院、健康推進課、福祉課
１月27日（月）	税務課、市民生活課、天津小湊支所
１月28日（火）	水道局、学校教育課、学校給食センター、子ども支援課
１月29日（水）	生涯学習課、都市建設課、消防防災課
２月３日（月）	スポーツ振興課、農林水産課、農業委員会事務局、会計課
２月５日（水）	環境課、衛生センター、清掃センター
２月６日（木）	経営企画課

５　検証の視点、考え方

今回の検証は職員による内部検証であり、その目的は、今回の災害対応の実態が、地域防災計画に定めるとおりに実施することができたかどうか、或いは地域防災計画が今回の災害において機能しなかった点があれば、今後に向けて計画を改定するための基礎とすることにある。

このため、地域防災計画のうち「風水害編」について、編、章、節ごとに、計画内容と実際の災害対応を対照し、対応の問題点や地域防災計画の改善箇所、今後の課題等を明らかにしていくこととする。

検証編（風水害等に係る災害応急対策計画）

１　災害応急活動体制

（１）配備体制について

□　地域防災計画

・１　夷隅・安房地域に大雨、高潮、洪水、暴風のいずれかの警報が発表されたときは、災害警戒本部（第２配備）体制とする。

・２　災害対策本部（第３配備）体制とする状況は、次のとおりである。

①　市民の生命・身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき

②　記録的短時間大雨情報、土壌雨量指数の情報が発表されたとき

③　鴨川市に大雨、暴風、高潮、波浪の特別警報のうち何れかが発表されたとき

④　市域の広範囲にわたる災害が発生すると予測されたとき

⑤　小型～中型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき

⑥　その他市長（本部長）が必要と認めたとき

■　対応検証

・３　台風 15 号の接近に伴い、９月８日（日）12 時 58 分、暴風警報の発令と同時に災害警戒本部となる第２配備体制とし、翌９月９日（月）２時 26 分の土砂災害警戒情報の発表と同時に、災害対策本部となる第３配備体制とした。

・４　９月９日（月）10 時 11 分の洪水警報、暴風警報、波浪警報の解除、さらに 10 時 54 分の土砂災害警戒情報の解除を受けて、11 時５分に市内全域の避難勧告を解除するとともに災害対策本部から災害警戒本部への切り替えを行った。

・５　９月 11 日（水）になっても本市を含む千葉県全体で広範に大規模な停電が継続しており、かつ、強風による住家被害が甚大であること、道路河川を含む公共施設等の被害も大規模であることなどにより全市的対応が必要な状況にあると判断し、同日 15 時に再び災害対策本部を設置した。この間、災害対策本部の代替機能として臨時の経営会議、臨時所属長会議等が開催され、情報共有及び重要事項の意思決定の機能は一定程度果たされていたものの、対策本部として各班が効率的に機能していたとはいい難い状況であった。

・６　災害対策本部を一旦閉鎖した判断の誤りが生じた要因は、１つ目は今回の台風の特徴がこれまでにないものであり、局地的に非常に強烈な風が吹いたこと、２つ目は東京電力による状況把握がない状態で停電が早期に復旧するとの情報を公表したこと、である。しかしながら、県内でも多くの市町村が９月 10 日以降も災害対策本部を継続していたことから、本市の災害警戒本部への切り替えの判断は適切ではなかった。今後の災害対応に対する備えとしても、天候回復や２次災害の危険性等のみならず、市全体の被害状況の把握に努め、正確な情報をもって体制の決定を行うべきである。

（２）職員の動員について

□　地域防災計画

・１　勤務時間外における動員方法は、職員参集メール、非常連絡網により連絡し、各自勤務先に参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

■　対応検証

・２　勤務時間外の動員は職員参集メール、携帯電話による連絡網での連絡が行われた。ただし、参集職員の動員報告については、一部から登庁の連絡を受けたのみであり、また、警戒本部事務局としても、参集状況の確認は実施していない。（これまでの災害も同様）計画に沿った報告とその確認の体制を整備し、確実に実施するべきである。

（３）災害警戒本部について

□　地域防災計画

・１　災害警戒本部は市役所に設置し、その組織は災害対策本部の組織を準用する。

・２　災害警戒本部は、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、災害危険箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、住民への災害広報を行う。

■　対応検証

・３　（１）配備体制についての・３のとおり。設置とともに配備部署（全部長、消防防災課、福祉課、子ども支援課、健康推進課、都市建設課、農林水産課、水道局、学校教育課、生涯学習課、天津小湊支所、環境課及び市民生活課の長並びに必要な職員）

・４　本庁以外の出先機関の職員は各事務所にて所管事務に対処しており、市役所には登庁していない。災害警戒本部の設置、組織及び事務局の運営について、計画では災害対策本部に準じることとされている。現実の対応として計画通り実施すべきか、そうでなければ現実の体制を検討し、地域防災計画も実態に即して改定すべきである。

（４）災害対策本部について

□　地域防災計画

・１　設置基準は（１）のとおり。

・２　本部は、被災して使用できない場合を除き、市役所４階会議室に設置する。

・３　本部は、以下の構成で組織する。

①　本部長　市長

②　副本部長　副市長

③　本部員　教育長、全部長、全所属長及び消防団長

・４　本部に置く班は次のとおり。

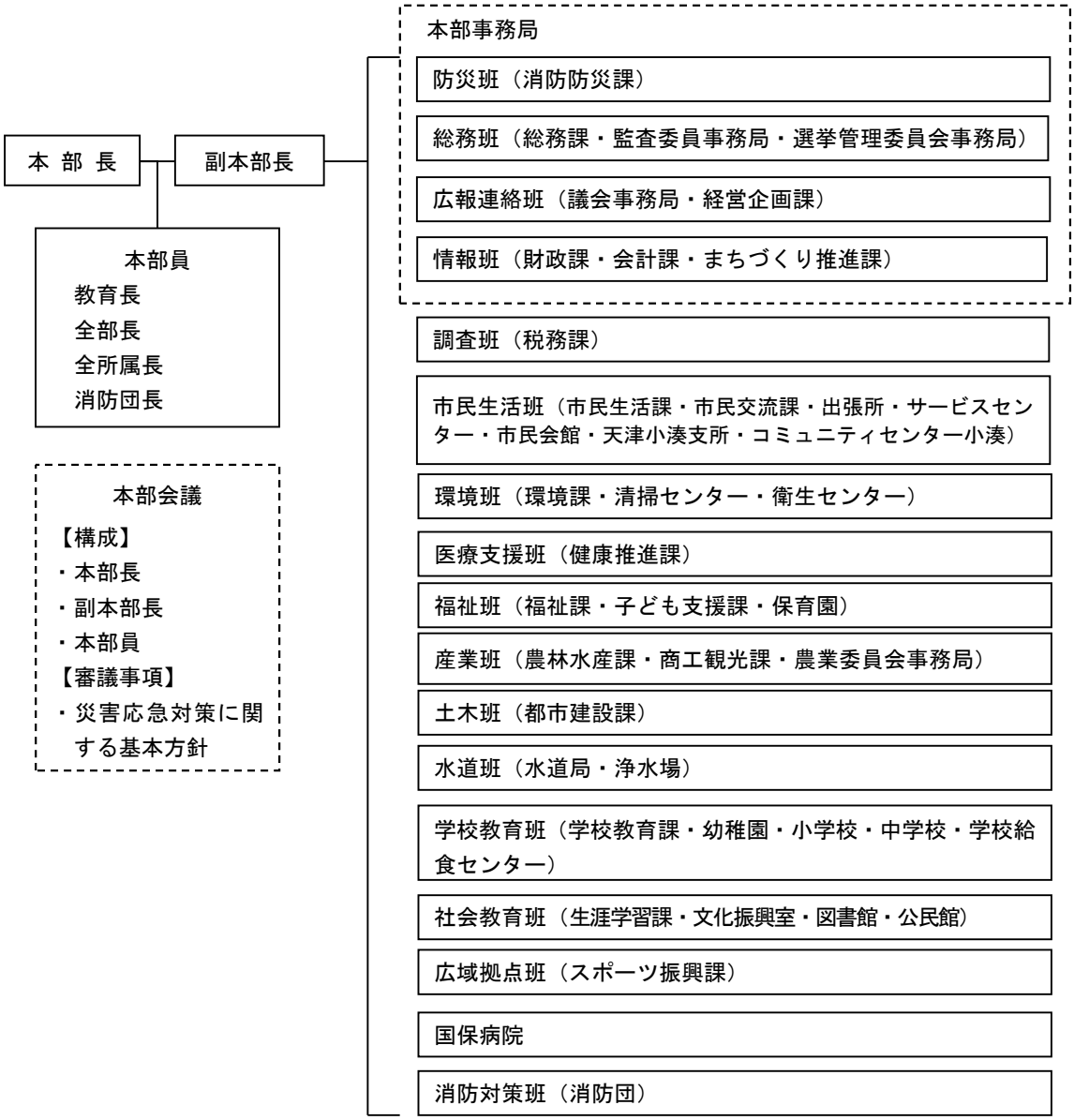

■　対応検証

・５　【台風 15 号】

設置基準に従い、台風 15 号が接近した９月９日（月）、午前２時 26 分の土砂災害警戒情報発表直後の２時 30 分に災害対策本部を設置した。なお台風通過後の同日 11 時５分、土砂災害警戒情報が解除されると同時に市内全域の避難勧告を解除し、併せて災害対策本部から災害警戒本部に変更した。

しかし、市内全域で大規模な停電が発生し、復旧の目処がないこと、それに伴う断水も発生していること、住家の被害も相当数見込まれること、道路等の通行止め対策や応急復旧、災害廃棄物対応等の災害による応急業務が膨大に発生している状況から、改めて 11 日（水）午後３時に、災害対策本部を再設置した。

なお、災害対策本部が再設置されるまでの間、臨時所属長会議や経営会議において災害に関する情報共有、市長等幹部からの指示命令はなされていたものの、９月 10

日（火）及び11日（水）の２日間、本庁舎においては建物に大きな被害はなく、停電も解消していたことから、市議会決算常任委員会が実施された。委員会には市長、副市長、教育長、全部長に加え、担当課長が出席しただけでなく、課長補佐、係長等も対策のため控え室にて待機することとなり、結果として災害対応の応急業務が一時停滞する結果となった。議会の日程については市議会の権能であるが、議会事務局において今後、議会における災害対策のあり方を検討していく必要がある。

・６　９月９日（月）未明の災害対策本部の設置の際は、地域防災計画に沿って４階会議室に本部が設置されず、本部員は登庁したものの、概ね自席等で執務しており、一堂に会して情報を共有する体制とはなっていなかった。

・７　９月11日（水）午後３時の再設置の際は、４階400会議室にて会議を行い、本部員全体で情報共有、対策の指示等が行われた。以後、本部は４階大会議室に設置した。なお、本部に外部からの電話の集中受付を設置することを決定したものの、設備が対応できず、市民等外部からの電話は市役所の代表番号（7092－1111）により、平時同様に財政課において対応しなければならかった。本部への情報の一元化は重要事項であり、緊急の対応を要する。なお、災害対応、災害復興等のため専用の電話番号を設置し、集約を図ろうとしても、市民等からの連絡は代表番号（7092－1111）に集中することが想定されるため、この廃止も含めて検討すべきと考える。（平時は使用せず（直電アナウンス等）、有事の際に危機管理対策本部の番号として活用するなど。）

・８　９月11日（水）の対策本部再設置後は、毎日午前、午後の２回、原則として本部会議を開催し、情報共有、対策実施の決定等がなされた。しかしながら、会議の結果が全庁的に周知されるのは、会議録が作成され、回覧される翌日以降となったこと、或いは、決定事項が広報連絡班による情報として到達するのが遅く、対応する職員に混乱があったこと、さらには、これらの情報が主にグループウェアを通じて行われたことから、停電している施設においては情報の共有が十分になされなかったこと等が職員から多く指摘されており、情報や指示の迅速化、共有方法が課題として明らかとなった。

・９　災害対策本部については、発災から一定の収束が見られるまでの期間については、本部員（班長）又はその代理が常駐し、事案発生の都度、意思決定を行うこと、また、情報共有のための体制を整えることが必要である。

・10　今般の検証に当たり、本部及び各班の動きを把握するのが困難であったことから、本部会議及び各班における情報の整理方法について、平時に訓練を行っておくことが重要である。

・11　台風15号の災害対策本部の設置以降は、10月12日（土）から10月13日（日）にかけての大雨により一時、第５配備とした以外は、12月２日（月）の台風被害復興本部の設置までの間、第３配備が継続されていた。第３配備の人員配置は、概ね所属職員の３分の１の配備であるが、９月12日（木）から同月20日（金）までは人員不足により２分の１の配備とする、夜間（21時から翌８時まで）は各班１人とする、などの弾力的な配置を実施した。ただし、地域防災計画における災害対策本部とは第

３配備から第５配備までの段階で基準が定められているのみであり、弾力的な対応が想定されていない。このような対応を行う前提であれば、今後、対応に応じた計画とする必要がある。

・12　災害対策本部設置の全期間を通じ、配備に伴う職員の服務関係が明示されているとは言えない状況であった。原則として勤務が割り当てられていない日（多くの職員は土曜日及び日曜日、祝日）に配備発令があった場合、１日分の週休日振替、又は半日分の勤務時間割振変更（祝日は代休）で処理するよう、総務課から事後に指示があったものの、配備発令中であるため振り替える週休日の確保が不可能であった所属も多くあった。本来、配備発令に伴う時間外の勤務については、時間外勤務手当を支給することを原則とすべきである。

・13　災害対策本部の事務分掌については、計画策定時から制度、組織の変更に対応していない点があるほか、今回の検証の結果、以下のとおり見直すことが適当である。

① 本部事務局組織の変更

変更案	本部事務局から会計班を除き、本部事務局を防災班、総務班、広報連絡班、情報班とする。
理由	会計班（会計課）は業務のほぼすべてが非常時優先業務と想定され、本部事務局としての機能が期待できない。

② 広報連絡班（議会事務局）の事務分掌の変更

変更案	現行：議員への情報提供及び連絡調整に関すること。 変更案：市議会との連絡調整に関すること。
理由	議員個人対応ではなく市議会との連絡調整を担うこととする。

③ 市民生活班（市民生活課）の事務分掌の変更

変更案	市民生活班の事務分掌から「避難所運営の総括」を削る。
理由	一次で開設する避難所を学校体育館等とするため「避難所運営の総括」を施設の管理部門である教育班に移管する。

④ 環境班（環境課）の事務分掌の変更

変更案	環境班の事務分掌から「公共物の被害調査点検」、「農林漁業施設の被害調査点検」を削る。
理由	大規模な風水害が発生した場合には発災直後から災害廃棄物への対応が必要となるため、公共物の被害調査に対応することは困難である。

⑤ 土木班（都市建設課）の事務分掌の変更

変更案	土木班の事務分掌から「家屋の被害調査」を削る。
理由	「被災宅地の危険度判定」との関連で「家屋の被害調査」が定められているものの、実際には連携して実施することは想定していない。

⑥ 学校教育班（学校教育課）と社会教育班（生涯学習課）の統合及び事務分掌の変更

変更案	学校教育班と社会教育班を統合して教育班とし、次の事務を所掌する。 ①児童、生徒の避難救護、応急教育、学用品支給等 ②避難所の運営の総括（新規追加）

理由	一次で開設する避難所を公民館から学校体育館等に変更することに伴い、避難所の運営総括事務を施設管理部門である教育班に移管する。 そのため、学校教育班と社会教育班を統合し、連携して対応することが適当。

・14　本部事務局のうち情報班の事務分掌である「情報の受付、情報のとりまとめ」について具体的な内容が共有されておらず、班の業務が機能していなかった。具体的には電話、メールその他災害対策本部に入る情報を受け付け、記録し、整理する事務であると考える。電話対応、メール受信等を行い、これを本部（又は本部を経由して各班）に送り、その情報を整理し、共有する役割を担うよう、平時において確認しておくことが必要である。

・15　台風 15 号の際は、停電により多くの市施設において災害応急業務の実施に支障が生じ、通常の市役所業務の多くも縮小、中断を余儀なくされた。非常用発電設備がある施設では給電範囲が一部に限られ、同設備がない施設では非常用発電機を設置したものの発電能力が小さく一部の事務機器への給電にとどまり、非常用発電機を設置できない施設もあった。

災害応急業務をはじめ非常時に実施すべき業務を着実に遂行するため、効果的な非常電源の確保が必要である。

主な市施設における停電の状況及び停電時の対応は次のとおり。

施設	復電日時	停電時の対応
本庁舎	９月９日正午頃	非常用発電設備により庁舎の一部に給電
総合保健福祉会館	９月 11 日 19 時頃	非常用発電設備により会館の一部に給電
天津小湊支所	９月 13 日 15 時頃	非常用発電機により事務機器の一部に給電

２　情報収集伝達

（１）情報連絡体制について

□　地域防災計画

・１　災害時の通信施設としては、①有線施設として一般加入電話・ＦＡＸ、災害時有線電話、②無線施設として県防災行政無線、市防災行政無線（固定系・移動系）、簡易デジタル業務無線（消防団配備）、③口頭施設として広報車があり、それぞれ役割にそって使用する。

・２　代替通信施設としては、「非常・緊急通話」、「非常・緊急電報」、「県や国の機関の専用無線通信施設」等を用いて通信を確保する。

■　対応検証

・３　台風 15 号の際は、９月９日（月）未明から市内全域で大規模な停電が発生し、市内すべての停電が解消したのは９月 24 日（火）で約２週間にわたる過去に例のない規模となった。この間のそれぞれの通信手段の状況は次のとおりである。

（１）　一般加入電話　停電中は通話不可。ただし電気を使用しない黒電話機については通話可能であった。

（２）　携帯電話・スマートフォン　充電があれば一定時間は通話・通信が可能。ただし、停電地域ではキャリア中継局のバッテリーが１日～２日程度でダウンしたため、以後は通話、通信ともできなくなった。なお一般に音声通信よりもデータ通信のほうが停電下でも強いといわれるものの、今回の災害においては概ね同レベルであった。

（３）　防災行政無線　発信する市役所本庁舎の４階は停電しても非常用発電により使用が可能であったが、中継局は停電中、発電機による稼動、そして各子局（パンザマスト設置）はバッテリーによる稼動となり、多くの子局は概ね 24 時間程度経過すると電力が尽きて放送できない状況となってしまった。緊急放送の基幹的な機器であることから、防災行政無線の停電対策は急務であり、汎用バッテリーが使用できないため、大容量化をするなど、対策を図るべきである。

（４）　広報車　車載スピーカーを使って音声情報を届けるものであり、今般の災害では、最大４台の車両を用いて、停電により防災行政無線が使えなくなった地域に赴き、被災者支援情報等を放送した。しかし、車両を路肩等に停車させての放送であり、防災行政無線のように広域に音声を届けることは困難であった。なお、市民の意見として、広報車の内容は聞き取れなかった、との意見が多く寄せられている。広報車の放送は、対象地域の路上から行っているため、宅内で聞き取ることができるのは道路沿いの一部の区域にすぎず、広報車の放送が聞こえたならば、聞き取るために外に出るなど、市民等にも一定の対応を行ってもらえるよう、周知活動を行うことが必要である。

（５）　安全・安心メール　携帯電話、スマートフォンのデータ通信によるため（２）のとおり。ただし、移動先で通信可能な状態となれば情報入手が可能となる点で、

一定の情報伝達能力が期待できる。ただし、防災ラジオとの連動が前提であり、本メールを防災ラジオが読み上げることから、詳細情報を配信する上では支障となっている。防災ラジオと連動せずメールのみ配信可能な仕組みを整備する必要がある。

（６） 防災ラジオ　本市で導入している防災ラジオとは、安全・安心メールと同一情報を 280MHz（ポケベル波）で送信し、防災ラジオで受信して内蔵の読上機能を用いて音声放送を行うもので、停電状況下においても乾電池で稼動するため、屋内で聞くことに限っては極めて有効に機能する伝達手段である。今回の災害においても、宅内で情報を得るには非常に有効な機器であるため、配布方法、配布先の拡充等、検討をすすめ、普及促進を図ることが有効である。

・４　市役所本庁舎では通電していて一般加入電話による通話が可能であったことから、災害時優先電話は利用していない。

（２）気象情報等の伝達手段について

□　地域防災計画

・１　気象情報は銚子地方気象台が「注意報」、「警報」、「特別警報」、「記録的短時間大雨情報」、「竜巻注意情報」を発表する。

・２　水防活動気象注意報・警報は、銚子地方気象台が発表する。

・３　土砂災害警戒情報は、県及び銚子地方気象台が発表する。

■　対応検証

・４　特になし。

（３）被害情報の収集・調査について

□　地域防災計画

・１　各班は、災害発生後直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、消防署等その他関係機関との密接な連絡をとりながら災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

・２　各班は、災害の危険が解消した段階で、以下の割当てにより住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班は、調査結果を取りまとめ、本部事務局に提出する。

調査対象	調査担当
住家被害	調査班
人的被害	市民生活班
農業作物、農業施設被害、林業被害	産業班
商業被害、工業被害	産業班

河川、道路、橋梁被害、漁港、がけ崩れ、公園施設、下水路施設被害	土木班、産業班
水道施設被害	水道班
医療施設被害	医療支援班
廃棄物処理施設被害	環境班
福祉施設被害	福祉班
教育施設被害、社会教育施設被害	学校教育班、社会教育班、広域拠点班
文化・観光施設被害	社会教育班
危険物施設被害	消防本部

■　対応検証

・３　住家被害の調査は、調査班の担当であるが、今般の災害においては、被害規模が大きく、かつ経験が不足していたこと、各班が本部全体の事務分掌を正確に把握していなかったことなどから、台風 15 号では情報班が市制協力員を通じた調査を実施し、台風 19 号では消防団が地域の見回りの際に被害状況を確認した。また福祉班が災害見舞金その他生活支援のための調査を実施し、それぞれが人員不足となるなど、災害対策本部全体としては非効率的な動きが多かった。

・４　調査班が実施する住家被害調査については、地域防災計画上での役割は理解していたものの、罹災証明交付業務に係る研修に参加する程度で、現実の災害時に何をすべきか、事前の準備や業務内容の整理はされていなかった。具体的な調査班の活動は、台風 15 号の際には、千葉県からコーディネーターを招聘した９月 21 日（土）から開始した。

・５　調査班による住家調査の初動（概要）は次のとおり。

９月 21 日（土）	住宅地図を基に市内全域の調査ルートを設定し、目視により被害概数調査を実施
９月 22 日（日）	前日の調査地域以外の地域の概数調査を実施 ２日間の概数調査に基づき、現地確認調査方法の検討
９月 23 日（月）	現地確認調査に係る調査ルートの作成等の調査準備
９月 24 日（火）～	県から調査員の派遣を受けたほか、土木班からも職員が出役し、現地確認調査を開始 調査班：３人×３班（認定員・記録員６人の受援）

・６　住家被害については、市全体での被害状況把握を行ったうえで、個別調査体制を整備することが効率的であり、そのためには早期にコーディネーターによる調整が必要となる。今般の規模の災害であれば、発災後直ちに千葉県に対してコーディネーターの派遣要請をすることが適当である。

・７　人的被害については、今回の災害では発生しなかったが、発生が予見される規模の災害の場合は、警察署、消防署その他関係機関との密接な連絡調整が必要である。

・８　農業関係被害については、農業協同組合等との連携により、商工業関係、観光関係

の被害については商工会、観光協会等との連携により、それぞれ調査を実施した。

なお、産業班においては、被害状況調査と物資の受入れ、配布作業を同時進行で行うこととなり、農道及び林道等の被害状況の調査、把握に支障が生じた。

・９　医療施設被害については、主として医療支援班がEMIS（広域災害救急医療情報システム）により確認し、不明の場合には個別の連絡等を行う方法で対応した。

・10　福祉施設被害については、福祉班及び医療支援班において戸別訪問により状況を確認した。通信手段の不通が広範囲に及んだため、地区ごとに分担して行った。

・11　それ以外の施設被害については概ね災害発生の都度、対象施設の巡回等を行い、被害状況を調査する体制ができており、今回の災害でも同様に、各班それぞれが迅速かつ適切に被害状況調査を実施した。

（４）災害報告について

□　地域防災計画

・１　市域に災害が発生したときは、災害対策基本法の規定により、千葉県防災情報システム及び電話・ファクス又は防災行政無線により、千葉県本部事務局に送信することとされている。

■　対応検証

・２　通常の災害発生時の千葉県への災害報告は、千葉県防災情報システムによって行うこととされており、これまでも同システムを活用した報告を実施していた。なお、台風15号の際は、災害対策本部が置かれた本庁舎では、９月９日（月）午前３時頃から停電が発生したものの、同日の午前11時過ぎには復電した。なお、災害報告をするための千葉県情報システムが設置されている本庁舎４階は、停電が発生しても非常用電源により、必要な電力が供給されていることから、災害報告に支障をきたすことはなかった。

・３　千葉県の災害対応検証報告書（中間報告）によれば、他市町村においては停電の状況下で県との通信が途絶した状態であった可能性が指摘されており、県防災情報システムに頼った情報連絡の問題点が指摘されている。千葉県の検証と併せ、本市でもシステムが利用できない場合を想定した報告手段を確保しておく必要がある。

３　災害広報・広聴活動

（１）市の行う広報について

□　地域防災計画

・１　被災地域に対する広報活動は、①新聞、テレビ等の利用、②広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布又は避難所への掲出、③広報車による巡回、④防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ等を利用した一斉広報、により行う。

・２　災害発生時の広報

①　二次災害に関する情報
ガス元栓の閉栓、電気ブレーカー切断等

②　被害情報及び被災状況に関する情報
人及び家屋被害、公益事業被害、交通施設被害、土木施設被害、教育施設被害等

③　市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
災害対策本部の設置等

④　避難方法等に関する情報
避難勧告、避難指示等、避難の際の注意事項及び避難所の周知

⑤　応急対策活動に関する情報
水防、警備、救助及び防疫活動等

⑥　罹災者に対する広報
救護センター、避難所等の開設状況
医療救護、衛生知識の周知
給水・給食の実施状況
通信、道路、交通状況　等

■　対応検証

・３　発災後の比較的早期から報道機関から被害状況の照会、電話による取材があり、情報収集の上、広報連絡班が対応したが、一部メディアは個別に消防防災課に取材要請し、対応するなどすべてが一本化されてはいなかった。また、台風 15 号の際はテレビメディアの取材も多く、対応には相応の人員を必要とした。

・４　避難所等への掲出については、広報連絡班において情報を収集し、掲示用のお知らせを毎日（２版程度）作成、更新し、各公民館、コミュニティセンター小湊、本庁１階の掲示版に掲出した。記載した主な内容は、臨時給水所の設置、物資・食料・水の配布、災害ごみの受入れ、入浴施設の開放、罹災証明事務の取扱い等。

・５　今般の災害では発災直後から大規模な停電が発生したことにより、防災行政無線、安全・安心メール及びホームページによる情報発信については制限があった。

・６　防災行政無線については、子局（無線を受信して放送する設備）が停電した場合、バッテリー稼動となるが、概ね 24 時間程度（放送時間に応じて短くなる）しか持たず、また中継局や再送信子局が停電した場合にも、対象地域の子局が通電していても

放送することができなくなった。このため、広報連絡班においては、地域の停電状況を把握して防災行政無線が聞こえる地域か否かを判断し、対応する必要があった。

・７　今回の災害では、嶺岡中継局が停電していたため、非常用発電設備に継続的に給油を実施する必要があったほか、大山地区の再送信子局に停電による不具合が発生したため、保守業者による緊急修理を行った。

・８　停電により防災行政無線が聞こえなくなる地域については、広報車による巡回放送を行った。停電が続いている間は、夜間に市内を巡回して停電エリアの把握に努め、日中、当該停電エリアに広報車（３台～４台）を配車して巡回し、放送を行った。ただし、広報車が来なかった、或いは来ても聞こえなかったという声が多く寄せられた。被災の規模が大きければ、県や被災していない近隣自治体等に対し、広報車両の受援要請を行うことも考えるべきである。

・９　安全・安心メールについては、携帯電話・スマートフォンに文字情報を送信するものであり、地域の停電にかかわらず、機器の充電がなされていれば受信することができるものの、各キャリアの通信用の中継施設が停電し、予備電源（バッテリー）の能力は長くもたなかったことから、市内各地で携帯電話・スマートフォンの電波受信ができなくなった。

・10　防災ラジオについては、送信基地が停電したものの、非常用発電機により稼動させ、運用した。防災行政無線や安全・安心メールと異なり、ポケベル波をラジオが受信するため、停電した状況でも乾電池が入っていれば受信することができた。

・11　防災行政無線、安全・安心メール及び防災ラジオにより広報した主な内容は、気象情報、避難勧告等のほか、ブルーシート及び土嚢袋、食料、水等の配布に関する情報、断水発生に伴う給水所の設置に関する情報、災害ごみに関する情報、罹災証明に関する情報、学校教育施設の休校や再開に関する情報、など。

・12　ホームページについては、９月８日（日）から災害専用のページに切り替えを行い、防災行政無線や安全・安心メールを使って周知した内容を記載するほか、道路の通行止めマップやブルーシート展張方法など、音声情報では伝えられない情報を提供した。また、ホームページに掲載した情報については９月 11 日（水）から公式 facebook にも投稿し、情報共有に努めた。

・13　広報に対する主な意見

①　防災行政無線、安全・安心メール

・　停電や通電の情報が広報無線から流れない。

・　状況に変化がなくとも停電、断水等の情報を定期的に流してほしい。

②　ホームページ、SNS

・　公式ＨＰがアクセスの集中で閲覧できない状況が続いた。

③　広報車

・　回ってきてもアナウンスが聞こえない。

・　何を言っているのかわからず、聞こえづらい。　など

・14　今回の災害では、停電の長期化により、テレビやインターネット、自宅固定電話や

携帯電話が不通となり、さらに、防災行政無線も放送できなくなったことにより、市民等への情報伝達が広報車による巡回放送や避難所へのおしらせ掲示等に限られてしまった。これらの手段では情報伝達量にも限界があり、結果、市民等から情報が遮断され不安であったとの意見が多数寄せられた。

・15　防災行政無線については、停電時に稼動させるための蓄電池を大容量のものに交換することで、停電しても放送することができる回数を倍程度に増やすことができる。このための作業を令和２年度早々に実施する予定となっている。

・16　発災中、防災行政無線の避難情報が聞こえなかったとの声が多くあったが、台風通過中の防災行政無線を閉め切った屋内で聞きとることは難しいため、安全・安心メールを受信できるよう登録していただくこと、さらに停電が長期化すれば携帯電話・スマートフォンの通信ができなくなるが、この対策としては乾電池で稼動する防災ラジオが有効である。

・17　今日のスマートフォン利用者の状況に鑑みると、停電時の情報発信手段としては市公式ＨＰへの情報掲載とともにfacebook、line、twitter、instagramなどのＳＮＳの積極的な活用を図るべきであり、早急に災害対応情報の提供に有効な方策を検討するべきである。

（２）避難所での広報について

□　地域防災計画

・１　避難所では、館内放送、掲示板への掲示や避難所及び自治組織を通じて災害広報紙を配布するとともに、要配慮者に対しては口頭伝達など避難者の状況に応じた広報を行う。

・２　避難所での広報項目例

災害の状況、生活ルール、施設使用方法等の注意事項、生活支援対策のお知らせ、避難所運営への協力要請　等

■　対応検証

・３　今回の一連の災害において、避難所に滞在した時間は短期間であったため、避難所利用に関する広報連絡は、避難所職員が対応した。

・４　避難所の運営については別途、検証を行っているところであり、その結果を踏まえ運営マニュアル等を全面的に見直すこととする。

（３）報道機関への対応について

□　地域防災計画

・１　災害対策本部は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、住民広報、救援物資の支援等に関する広報を要請する。この際、情報及び資料を提供する。

・２　市役所本庁舎に記者会見場所を設置し、定時に記者発表を行う。

・３　報道機関による災害対策本部への立入、取材は原則禁止する。また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するよう要請する。

■　対応検証

・４　今回の一連の災害において、報道機関に対する住民広報、救援物資の支援等にかかる広報の要請は、公式には行っていない。

・５　今回の災害においては、定時記者会見は行わず、個別の取材対応とした。取材の対応に対するルールがなかったことから、取材の都度、最新情報を確認するなど、非効率的な対応が多かった。事前に対応方針を定め、定期的な情報提供ルールや取材時の制限、対応項目等を定めるなどにより、対応の効率化と職員負担の軽減を図る必要がある。

・６　報道機関から寄せられる質問、要望等に対して、どの程度まで対応し、どこから対応しないのか、他の応急業務との優劣等について、判断基準等を定めておくことが適当であった。

（４）被災者相談について

□　地域防災計画

・１　市民生活班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、本庁舎及び支所に相談窓口を設置する。相談窓口には、各班の担当者を置く。

・２　相談窓口で扱う項目　①捜索依頼の受付（市民生活班）、②食料、水、日用品等の支給に関する情報（産業班）、③罹災証明の発行（調査班）、④埋火葬許可証の発行（市民生活班）、⑤仮設住宅の申し込み（土木班）、⑥住宅の応急修理の申込み（土木班）、⑦災害見舞金、義援金の受付、払出し（福祉班）、⑧生活資金等の相談（福祉班）

■　対応検証

・３　９月 23 日（月）から市役所１階に被災者向け案内窓口を設置して対応した。それまでの間は、被災者向け掲示板を活用した情報提供とともに、平時から設置している総合案内において、適宜被災者への対応に当たったほか、市民生活課、会計課、税務課の１階の職員も適宜、積極的に被災した来庁者への相談、案内等を実施した。

・４　台風 15 号の被災直後から、住民対応窓口の設置の検討指示があったものの、設置は大幅に遅れ、かつ、相談窓口ではなく、担当への取り次ぎを行う案内のみの窓口設置となった。各班とも、想定外の災害対応で人員が確保できなかったこともあり、開設ができなかったが、本来であれば受援職員の活用等により人員を確保し、早期に相談窓口を設置することで、円滑な業務の分担を図るべきである。ただし、窓口に置く担当班については、市民生活班、土木班、福祉班が連携する体制など、効率的な配置を検討すべきである。

４　災害救助法の適用

《検証対象外》

※　本節は法令に基づく災害救助法の適用の基準、手続、救助の実施主体等を定めているものであるため検証の対象としない。

なお、台風 15 号及び台風 19 号に係る本市の災害については、令和元年９月９日から災害救助法が適用されている。

（台風 15 号の影響による停電に伴う災害について９月９日から災害救助法第１条第１項第４号該当として適用が決定され、台風 19 号による被害についても継続的に救助が必要であることから引き続き適用された。）

５　広域応援・自衛隊派遣要請

（１）自治体等への応援要請について

□　地域防災計画

・１　災害が発生し、応急措置のため必要があるときは、千葉県知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。県への要請手続きは、危機管理部あてに、災害の状況、応援を必要とする理由等を記載した書面により行う。

・２　１に加え、必要があるときは、指定地方行政機関に対する職員派遣要請、さらに災害時の応援協定に基づく県内外の市町村長に対し、応援、援助の要請を行う。

※相互協定締結先団体

①水道応援協定：県内の水道事業体及び用水供給事業体

②相互応援協定：東京都荒川区

③相互援助協定：板橋区、日光市、都留市、渋川市、高崎市、沼田市、かすみがうら市、桜川市、南蒲原郡田上町、妙高市、白河市、最上郡最上町

・３　大規模災害時における迅速な応急・復旧を図るため、必要と認めるときは民間団体、各種団体に対して協力を要請する。

・４　広域防災拠点の開設を行う場合は、広域拠点班が県と連携して開設、運営についての支援を行う。

■　対応検証

・５　千葉県への応援要請に基づく受援の実績は以下のとおり。

①物資配布（産業班）

９月 17 日～20 日（４日間）×５人／日

②調査票入力（情報班）

９月 21 日～22 日（２日間）×５人／日

③物資運搬（産業班・広域拠点班）

９月 24 日（１日間）×５人／日

④住家調査（調査班）

９月 21 日～23 日（３日間、コーディネーター初動調査）

９月 24 日～27 日（４日間×６人）、28 日（８人）、29 日（７人）、30 日（８人）

10 月１日～４日（４日間×８人）、５日（３人）、７日・８日（２日間×４人）、９日・10 日（２日間×２人）

⑤災害ごみ案内

９月 26 日～27 日（２日間×４人）、28 日～10 月４日（３日間×２人）、10 月６日～10 日（５日間×２人）

⑥精神保健福祉士

10 月１日～４日（４日間×１人）、７日・８日・10 日（３日間×１人）

⑦保健師等

９月 17 日～21 日（５日間）×３人／日　神奈川県

９月 18 日～22 日（５日間）×６人／日　川崎市、群馬県

⑧その他

災害ごみ処理　９月 20 日（２トン車１台×２人）　など

・６　応援協定に基づく受援の実績

９月 15 日・16 日　柏市から給水車１台（２人）　など

・７　９月 15 日（日）に千葉県からリエゾンの派遣があり、以降、千葉県職員の応援派遣、自衛隊によるブルーシート展張の派遣調整、物資調達（ブルーシート関連、発電機等、）などの調整業務を担った。原則として、総務班が窓口となり対応した。

・８　千葉県のほか、東京電力、経済産業省、国土交通省、自衛隊からそれぞれリエゾン派遣があり、被害状況や人員派遣、支援物資要請等について、各本部との連絡調整を担った。

・９　今回の災害はこれまで経験のない規模で被害が発生し、かつ、停電が長期化するという異例の状況において、人的応援、物資支援、給水車や電源車の手配など、外部からの支援は不可欠であり、そのための支援、受援の仕組みはシステム化されている部分が多かった。ただし、本市においては市災害対策本部が受援を積極的に活用するといったノウハウを持っていなかったため、多くの分野で有効に支援を受けることができなかった。災害対策本部において、あらかじめ支援を得られる事項を周知、確認し、職員が担わなければできない部分と受援により対応する部分を区分して対応することで、職員の負担を軽減し、迅速な被災者支援を実施することができたと考えられる。非常時優先業務の整理と受援による派遣職員の活用により人員を効果的に必要業務に集中させること、必要な資機材の応援要請を行うことで業務を効率化させることなど、今回の経験を踏まえ、今後の災害対応に活かすため、受援計画を見直すことが有効である。

（２）消防の広域応援要請について

□　地域防災計画

・１　県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な応援要請をする。また、県内消防による応援によってもなお消防力に不足が生じるときは、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

■　対応検証

・２　今回の災害では安房郡市消防本部との連携による活動以外の消防機関の応援要請は行っていない。

（３）自衛隊の災害派遣について

□　地域防災計画

・１　人命又は財産の保護に必要と認められる場合は、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。この場合の自衛隊の活動は次のとおり。

・２　自衛隊が行う災害派遣活動は、被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療、救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、物資の無償貸付又は貸与、危険物の保安及び除去等。

・３　派遣要請は、知事に対し、「災害状況及び派遣要請理由」、「派遣希望期間」、「希望する区域及び活動内容」、「連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況その他参考事項」を明らかにした書面により行う。

・４　自衛隊の災害派遣要請を行った場合、作業計画を作成する。作業計画の内容は、作業箇所及び作業内容、必要な人員及び機材、箇所別優先順位、資材の保管及び調達場所、連絡責任者の船員、資機材の準備、受入部隊の本部事務室、宿舎等の施設、連絡員等。

■　対応検証

・５　今回の災害で千葉県災害対策本部が自衛隊に災害派遣を要請した内容としては、緊急性、公共性、非代替性の三つの要件を満たすものとして、「停電に伴う断水地域の医療機関及び水道事業者への給水支援業務」、「停電地域の医療機関から緊急地域外への患者の搬送業務」、「電力復旧に影響を及ぼす倒木の除去業務」、「停電及び断水が長期化している地域の入浴支援業務」、「要支援者の住宅の屋根のブルーシート張りなどの屋根の修復支援」の５項目であり、本市では、約 1,600 人の災害派遣を受けた。

・６　陸上自衛隊からは、主に要援護者の被災した住宅の屋根のブルーシート張りや、電力復旧の妨げとなっている倒木や土砂の除去などの支援を、また航空自衛隊からは、停電に伴う断水地域への給水車による応急給水支援を受けた。

・７　支援要請したものの、対応不可とされた案件は次のとおり。

①　入浴支援要請（9／14）→民間施設が利用可能である。

②　道路啓開（９／15）→事案は要件に該当しない。（電力復旧目的のみ可）

③　ブルーシート展張（要援護者以外。９／15）→要件に該当しない。

※要援護者へのブルーシート展張（社協からの要請）は対応する。

④　損傷家屋の撤去（９／16）→要件に該当しない。

⑤　災害ごみ処理支援（９／16）→要件に該当しない。

⑥　訪問医療のための倒木撤去要請（９／16）→要件に該当しない。

・８　災害派遣の受入に当たり、旧主基小学校屋内運動場を陸上自衛隊の宿営地として提供した。航空自衛隊についてはリエゾンが市役所４階に常駐し、本隊は嶺岡基地から直接、活動した。

・９　ブルーシート展張については、福祉班において支援対象家屋を決定し、陸上自衛隊１班につき職員１人が案内、事務連絡等の担当として同行する体制で合計 10 日間にわたり活動した。なお、自衛隊によるブルーシート展張の対象者が要援護者に限ることとされたため、福祉班において、災害ボランティアに寄せられた展張要望の仕分け

を行う作業を担ったが、業務量は多く、実施期間中は常に数人がこの対応に取られ、その他の要援護者対策ができない要因となっていた。受援の範疇として総務班の対応とも考えられるが、いずれにせよ、それに見合う人員を機動的に配置することが必要である。

・10　倒木撤去については、東京電力が電力復旧のため必要な箇所について陸上自衛隊に依頼、連携して作業に当たった。この作業については市の直接的な関与はない。

・11　安房郡の他自治体においては、数百人規模の部隊の業務割振を前日夜に依頼され、その対応が厳しかったとの意見を聞いている。災害規模によっては、応援依頼を行う場合、受け入れる側にも相当の業務負担が発生する可能性があることを想定しておく必要がある。

６　水防

《消防団活動のみ。検証対象外》

７　警備・交通・輸送

（１）警備計画について　《警察署のみ。検証対象外》

（２）交通規制について

□　地域防災計画

・１　土木班は警察署及び道路管理者と連絡をとり、管理する道路の被災状況、交通状況等の情報を収集する。

・２　警察署及び国県道の道路管理者は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■　対応検証

・３　土木班においては、平時から災害による被害状況を把握するための仕組みが内部で整備されており、台風 15 号の際にも、天候の収束とともに職員による被害状況確認を迅速に実施した。収集した被害状況等は国県道を管理する安房土木事務所や警察と共有し、連携して対応を図った。

・４　道路被害については、状況を確認の上、通行不能の場合は通行止め及び迂回路の設定等を実施した。なお、軽度の倒木等については、職員による応急の啓開作業を実施した。

（３）緊急輸送路の確保について

□　地域防災計画

・１　土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

■　対応検証

・２　台風 15 号では大規模な倒木が発生し、各地の道路通行が阻害されたが、停電の復旧のための送電設備の復旧や、停電時に上水道を配水するためのポンプ施設、防災行政無線の送信設備を稼働させるための非常用電源設備等への燃料補給など、ライフラインの復旧のための道路通行の確保は最優先業務であった。

　停電復旧のための道路啓開、倒木撤去については、自衛隊の災害支援対象となっており、市内でも陸上自衛隊が東京電力と連携して作業を実施した。

（４）緊急通行車両等の確認について

□　地域防災計画

・１　本部事務局は、災害時の交通制限下において、応急業務、災害対策業務を円滑に実

施するため、知事に対して緊急通行車両の確認申請を行う。なお、迅速な確認手続を確保するため、事前届出を行うことができる。

■　対応検証

・2　今回の災害においては、特段市の緊急通行車両に係る新たな確認申請手続は行っていない。事前の備えとして、平時からの確認が必要である。

（5）緊急輸送の実施について

□　地域防災計画

・1　市が実施する緊急輸送の対象は、①被災者の避難、②医療救護を必要とする傷病者等、③救出救助、医療救護のための人員及び資機材、④飲料水、食料、物資、⑤応急復旧用資機材・災害対策要員等であり、本部事務局は各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

・2　公用車その他の車両を管理し、各班に配車を行う。公用車が不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からバス、トラック等を調達する。

・3　自動車による輸送ができない場合等は、鉄道による輸送、ヘリコプターによる輸送を要請する。また、陸路による緊急輸送が困難な場合は、鴨川漁港を海上輸送拠点として活用し、海上輸送を行う。この場合には、鴨川市漁業協同組合に協力要請を行う。

■　対応検証

・4　今回の災害における緊急輸送は原則として公用車で対応を行ったが、外部から輸送された物資等は、輸送業者によるものも多くあった。

・5　災害直後は、施設設備等の被害状況把握や応急復旧、避難所運営、配布物資の運搬その他多くの応急業務で公用車を使用したことから、車両は常態として不足していた。臨機応変かつ迅速に災害対応を進めるためには公用車の利用が不可欠であるため、事前の配車計画の整備に加え、民間車両の借上げを積極的に検討すべきである。

８　避難対策

（１）避難の勧告・指示について

□　地域防災計画

・１　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告する（避難勧告）。

・２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する（避難指示）。

・３　避難の勧告、指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため、避難準備情報を伝達する。

・４　避難の種類及び発令基準目安は次のとおり。

①　避難準備情報

・　加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫注意水位（3.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき

・　市に洪水警報が発表されたとき

・　その他本部長が必要と認めた場合

②　避難勧告

・　加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫注意水位（4.0m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき

・　河川管理施設の異常を確認したとき

・　気象警報、記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害が発生するおそれがあるとき

・　土砂災害の前兆現象が確認されたとき

・　土砂災害警戒情報が発表されたとき

・　その他本部長が必要と認めるとき

③　避難指示

・　加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫危険水位相当（4.74m）に達した場合

・　土砂災害が発生した場合

・　特別警報が発表されたとき

・　その他本部長が必要と認めるとき

・５　避難勧告や避難指示の伝達は、防災行政無線によるほか、次のとおりとする。

①　保育所、社会福祉施設等に対しては、福祉班が電話連絡する。

②　学校、社会教育施設に対しては、教育委員会が電話連絡する。

③　在宅の要配慮者に対しては、社会福祉協議会、民生委員が電話連絡する。

④　観光施設に対しては、産業班が電話連絡する。

⑤　マスコミに対しては、本部事務局がFAXする。

・6　住民等への周知は、防災行政無線のほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て内容の周知徹底に努める。

■　対応検証

・7　台風15号及び台風19号、10月25日の際は、基準を参考として、気象予想、河川水位等の状況等を踏まえ、勧告、指示等が発表された。

・8　10月25日の大雨の際は、市内全域に避難勧告を発令したが、危険とは言えない区域も含まれることとなった。

・9　災害時の避難勧告、避難指示の伝達は、防災行政無線による放送、安全・安心メールの送信及び防災ラジオ放送により実施しており、今回の災害においても同様である。ただし、在宅の避難行動要支援者については、土砂災害警戒区域内に居住している者に対し、福祉班が中心となって事前の電話連絡を行い、避難行動の注意喚起を行った。

・10　観光施設に対しては、防災行政無線及び安全・安心メールによる伝達で周知できているため、個別の電話連絡は行っていない。

・11　防災行政無線による災害広報についての検証は、「第３節　災害広報・広聴活動」のとおり。

・12　在宅の避難行動要支援者への避難勧告等の伝達については、福祉班を中心に医療支援班等と分担し、土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者に対し、個別に電話連絡を行った。ただし、今回の災害については、土砂災害警戒情報の区域等が庁内で正しく理解、周知されておらず、名簿に漏れがあった。

・13　令和元年度末に整備した避難行動要支援者システムでは、住民基本情報の定期的な更新とともに、要介護者情報、障害者手帳所持者その他の避難行動要支援者情報の取込と最新の土砂災害警戒区域の地図情報の取込により対象者を抽出し、名簿作成ができる見込みである。

・14　市民に対して平時から「避難勧告の受け取り方」を伝え、安全な場所にすむ市民が危険地域に避難することになる事態を回避する必要がある。

　また、監視河川以外にも市独自のハザードマップの整備を検討すべきである。

（２）警戒区域の設定について

□　地域防災計画

・1　本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定することにより、当該区域への立入の制限、禁止、退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条の措置）

■　対応検証

・２　今回の災害では警戒区域の設定には至っていない。

（３）避難誘導について

□　地域防災計画

・１　避難の誘導は、本部事務局の要請により、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織の避難誘導担当者その他の避難措置の実施者が行う。

■　対応検証

・２　今回の台風及び大雨においては誘導を要する事態はなく、実施していない。ただし、風水害においても大規模な浸水が発生した場合の想定をしておく必要があるが、市職員については具体的な対応が決まっていないため今後の検討を要する。なお、実際の事例では消防職員及び警察官に要請し、対応している例が多いと思われる。

（４）避難所開設について

□　地域防災計画

・１　本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。調査班、学校教育班及び社会教育班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員を派遣する。派遣された職員は施設管理者と協力して避難者受入れの準備を行う。

・２　避難所職員は、施設管理者と協力し、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

・３　各避難所の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、災害対策本部に報告する。

■　対応検証

・４　台風 15 号の際は、９月８日（日）の 16 時、避難準備・高齢者等避難開始の発令と同時に市内各公民館及びコミュニティセンター小湊を避難所として開設し、翌９日（月）（中央公民館のみ 12 日（木）まで）に閉鎖するまでの間で 34 世帯 43 人が避難した。

・５　台風 19 号の際は、台風接近に伴い 10 月 11 日（金）13：00 に市内各公民館及びコミュニティセンター小湊を避難所として開設した。避難者の増加に伴い、旧小湊小学校を 16：20 に開設、翌 12 日（土）の 9：00 には、旧大山小学校、長狭学園、田原小学校、東条小学校、長狭高校の各体育館及び旧曽呂小学校校舎を開設した。なお、長狭高校については、開設後トイレが使えなくなる等の理由で鴨川中学校体育館に変更した。

・６　台風 19 号の際の施設毎の避難者数の状況は次のとおり。

	開設	12 日 7:00	13 日 0:00	13 日 7:40	13 日 16:00	閉鎖	備考
中央公民館	11 日 13:00	35	55	0	0	13 日 16:00	13 日 10:00
東条公民館	11 日 13:00	29	56	41	0	13 日 16:00	には0人
西条公民館	11 日 13:00	12	16	0	0	13 日 16:00	
田原公民館	11 日 13:00	6	30	28	0	13 日 16:00	

主基公民館	11 日 13:00	2	30	30	0	13 日 16:00	
吉尾公民館	11 日 13:00	7	23	23	0	13 日 16:00	
大山公民館	11 日 13:00	28	69	66	0	13 日 16:00	
曽呂公民館	11 日 13:00	4	39	38	0	13 日 16:00	
太海公民館	11 日 13:00	6	28	0	0	13 日 16:00	
旧江見幼稚園	11 日 13:00	9	49	48	0	13 日 16:00	
天津小湊公民館	11 日 13:00	11	60	0	0	13 日 16:00	
コミセン小湊	11 日 13:00	37	39	39	0	13 日 16:00	
旧大山小学校	12 日 9:00		27	閉鎖		13 日 6:30	
長狭学園	12 日 9:00		58	閉鎖		13 日 6:10	
田原小学校	12 日 9:00		58	閉鎖		13 日 6:10	
東条小学校	12 日 9:00		85	閉鎖		13 日 6:10	
長狭高校→鴨川中学校	12 日 9:00		163	閉鎖		13 日 7:00	
旧曽呂小学校	12 日 9:00		18	閉鎖		13 日 6:10	
旧小湊小学校	11 日 16:20	12	70	閉鎖		13 日 7:00	
亀田医療大学	12 日 11:00		8	8	閉鎖	13 日 11:30	母子避難所
合計		226	981	321			

・７　台風 19 号の際は、風雨の強まりとともに避難者が増加し、学校体育館を追加で開設して対応したが、従来の公民館の避難者が定数を超過したため、公民館に来た避難者を学校体育館に移動させる事態が多く発生した。

・８　避難者及び避難所業務に従事した職員から寄せられた主な意見は次のとおり。

①　高齢者が階段の昇降をしなければならない。

②　トイレが不便（洋式でない、バリアフリーでない、等）

③　雨漏り、水漏れ等がある。

④　避難のためのスペースが不足。

⑤　駐車場が不足。

⑥　床張りで横になると痛い。

⑦　プライバシー配慮が必要。

⑧　ペットの同行避難を希望。

⑨　停電時の照明が不足。

⑩　追加開設で避難所が増加しても従事職員の交代要員が確保できない。　　など。

・９　最大規模の避難者が生じた台風 19 号においても、避難所に最も長く滞在した避難者は３日（10 月 11 日の避難所開設後から、台風が通過した 13 日の朝まで）であった。

・10　風水害における避難所としては、施設の安全性が確保されていること、円滑な避難のため十分な避難スペースがあること、付近を含め一定の駐車スペースがあること、

バリアフリー、特に洋式トイレであること等を要件として、開設方法を見直す必要がある。

（５）避難所の運営について

□　地域防災計画

・１　家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。また、避難所の運営管理のために職員を派遣し、自治組織の結成やルールづくり等を支援する。

・２　避難所の運営における役割分担は次のとおり。

①職員：災害対策本部との連絡、避難者への広報、避難所記録の作成、施設管理者との調整、運営に関する相談

②自治組織：運営方針の決定、生活ルールの決定、避難世帯調査票の記入、食料・物資の配布、清掃、避難者への情報伝達、要望のとりまとめ

・３　避難所職員は、避難世帯調査票を作成し、避難者の把握を行うとともに、避難所運営記録を作成し、１日１回、災害対策本部に報告する。また、避難者への広報を掲示板、館内放送等により実施する。

■　対応検証

・４　今回の災害においては、最大規模の避難者が生じた台風 19 号においても、避難所に最も長く滞在した避難者でも３日間と短期間であったため、住民組織を立ち上げることはなかった。

※台風 15 号の際、住家被災により公民館に避難し、市が用意する避難者住宅が準備できるまでの間滞在した１世帯を除く。

・５　避難所運営について、地域防災計画と運営マニュアルが整合していないこと、さらに職員に対する説明等がなかったことから、施設により運営、職員の対応が異なっていた。特に、プライバシー対策やペット対策などは、地域防災計画と異なる運営がなされるなど、問題が多かった。

・６　避難者に対しても、避難所内での明確なルールを示していなかったことにより、避難者が職員に何も告げず荷物を置いたまま避難所を出て行き戻らない、夜間に集団で飲酒する、電気製品を使うのでコンセントを要求されるなど、対応に苦慮する事例が多くあった。

・７　開設する避難所の設定とともに、運営についても開設期間に応じて適切な体制整備、ルール化を図り、円滑な運営が図られるよう、マニュアル整備を行う。

（６）避難所設備の整備について

□　地域防災計画

・１　避難所においては、施設管理者との協力により必要なスペースを確保する。具体的には、生活スペース、休憩スペース、更衣スペース、洗面・洗濯スペース、救護センタースペース、物資保管スペース、配膳・配給スペース、駐車スペース等。

・２　要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置などに配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。

・３　避難生活に必要な設備として、暖房器具、仮設トイレ、公衆電話、給湯設備、掲示板、食器・調理器具、清掃用具等を確保する。

■　対応検証

・４　今回の災害で開設した避難所のうち、公民館については、複数の部屋が使用できる場合には必要なスペースの割当てが可能であったが、マニュアルにおいてこれらのスペース整備が定められておらず、職員が避難者からの要望に応じて対応した程度であり、あらかじめ想定されてはいなかった。

・５　追加開設した体育館については、一部の部屋（更衣室等）をプライバシー保護のため活用したが、館内をゾーニングする、仕切りを使うといった対応は行っていない。また、それらの対応も、マニュアルによるものではなく、対応職員の判断で行われたもので、統一的なルールで運用されていない。

・６　避難者が持参したカップ麺のためのお湯を求められる等の事案が多くあった。設備機器の問題とともに、どの程度まで避難者の要望に対応すべきか、一定の基準設定が必要である。

・７　今回の災害では停電下での避難所運営が行われたが、ランタン等の数が不足していた。トイレ専用の照明がなく、居室用のランプを持参していかなければならないなど、不便であったとの意見が多く寄せられている。避難所の見直しと同時に、停電下で避難所に滞在する場合の対応策を講じる必要がある。

（７）避難者への支援について

□　地域防災計画

・１　食料、物資の配給は、市民生活班が、避難所職員から必要数を把握し、産業班から食料・物資の供給を受ける。避難者への配布は、自治組織が実施する。この際、アレルギーや宗教等に配慮する。

・２　避難所職員は、自治組織、ボランティア及び医療支援班と協力して、避難所の衛生対策を行い、住環境の保持に努める。自治組織は、ゴミ捨てや清掃のルールを定め、定期的に避難者による清掃を行う。

・３　市民生活班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設を確保し、避難者に提供する。

・４　避難所職員は、医療支援班と連携し、避難者のインフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。また、保健医療機関と連携し、避難所内に

救護センターを設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。

■　対応検証

・5　避難者に対する食料や必要物資については、原則として避難者が用意することとして対応した。ただし、台風 19 号の際は食料（非常食）と水の配布を実施した。

・6　以前から市民に対し災害時の備えとして各自３日間分の水、食料の備蓄、日用品の確保を呼びかけ、避難所への持参を啓発している。台風など接近が予測され事前に持出し準備が可能な場合にはこの対応が可能であるが、緊急の大雨で土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告の発表となった場合など、事前の準備がままならない場合もある。このような場合の食料、物資の配給に対する取扱いを事前に検討しておく必要がある。

・7　今回の災害で、一部の避難所で市議会議員から避難所職員に対し、本部からの指示（備蓄物資は配布しない）と異なる要請（物資を避難者に配布）があり、職員から対応に苦慮したという意見が複数寄せられている。直接的には避難所運営に関するものではないが、避難所職員が誰に対しても説明できる対応策が定められていないことは問題である。

・8　今回の災害では、避難所内で生じたごみの処理、避難中の施設の清掃について、対応が明確に定められておらず、避難所や避難者により対応が異なっていた。避難者に対し、事前にルールの説明等をすることで解決できる問題である。

・9　避難者に対する入浴対策は行っていない。今回の災害では、停電に伴う市内の民間ホテルによる入浴施設の開放が行われたため、避難者にその案内をすることで対応した。長期の避難を余儀なくされる災害の場合には、計画に従った対応が必要である。

（8）要配慮者の避難対策について

□　地域防災計画

・1　福祉班は、避難時に重度在宅治療者を福祉施設に一時的に受け入れ、施設での受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

・2　福祉班は、避難所職員と連携し、要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

・3　避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対し、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

■　対応検証

・4　台風等の接近の際、福祉班は、土砂災害警戒区域に居住する在宅の要援護者に対し、個別に電話連絡し、今後の気象情報の伝達、避難行動の意向確認を行い、施設での受け入れの必要性等を把握しており、今回の２つの台風の際も同様の対応を実施した。ただし、要援護者の名簿の精査が不十分であった点がある。この点については、今年度、名簿システムを導入したところであり、改善が見込まれている。

・５　台風 19 号の際、亀田医療大学の協力を得て妊婦と乳幼児及びその母親を対象とする母子避難所を開設し、８人の避難があった。ただし、台風接近時の開設であったこと、大学側との具体的な内容の確認が不十分であったこと等から、課題が残された。設置場所、設置時期、父親の対応等について精査しておく必要がある。

・６　台風 19 号の際、６施設を対象として福祉避難所を開設し、２施設９人が避難した。なお、この６施設は２次避難所ではなく、措置的に対応したものであり、避難の長期化による２次避難所としての福祉避難所の設置は行っていない。

・７　災害時要援護者に対する避難所への避難については、個別の避難計画が作成されていることが最善であり、速やかに作成する必要がある。

（９）広域避難について

□　地域防災計画

・１　避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合、市内の他地域の避難所に収容する。それでも収容できない場合は、近隣市町村及び千葉県に対し、市外への広域避難を要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

■　対応検証

・２　今回の災害では、台風 19 号の際に当初開設した各公民館及びコミュニティセンター小湊のみでは収容できなくなった地区については、追加で学校体育館を設置した。この際、定数が一杯の避難所と追加開設した避難所の施設名を広報したので、結果として他地域の避難所に避難した市民もわずかであるが存在した。

・３　今回は、市域を越えて避難をする事態は生じなかったため、広域避難は実施していない。

(10) 避難所の集約及び解消について

□　地域防災計画

・１　避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

■　対応検証

・２　台風 15 号の際、住家に被害を生じた避難者のうち１人（単身世帯）が自宅に戻ることができず、避難所となった中央公民館において４日間程度避難生活を送った。この間、市有の避難者向け住宅の入居準備を進め、準備が整い次第、入居した。

・３　避難者が少数となった場合、早期に市有避難住宅への入居、又は民間の賃貸住宅の借上げ等により、避難所を解消させることが有効である。

・４　今回の事例では、公民館において生活させたため、生活に必要な物資や食料の提供、健康状態の確認等、都度職員が対応しなければならなかった。民間の宿泊施設を借り上げ、避難者に提供する仕組みができれば、職員の負担を軽減させることができる。

９　救助・救急・消防

（１）救助活動について

□　地域防災計画

・１　市民生活班は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、避難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

・２　消防本部及び消防対策班は、救助隊を編成し、救助資機材を準備して行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況により、市の救助隊だけでは活動が困難な場合、警察署、近隣消防機関等の応援を要請する。また、特殊機械器具等が必要な場合は、県の協力又は土木・建設協力会に出動を要請する。

・３　住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

■　対応検証

・４　今回の災害においては要救出者、行方不明者の発生に関する情報はない。ただし、市民生活班による要救助者、行方不明者の対応策が不十分と考えられるため、対策を講ずる必要がある。

（２）救急活動について《消防本部及び消防対策班のみ。検証対象外》

（３）消防活動について《消防本部及び消防対策班のみ。検証対象外》

10　医療救護

（１）応急医療救護活動について

□　地域防災計画

・１　医療支援班は、災害対策本部又は安房健康福祉センター及び千葉県薬剤師会鴨川支部等関係機関との連携により、災害医療体制と迅速な応急救護活動のため、以下の情報収集を行う。

①　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

②　避難所の設置状況、診療機能の確保状況

③　救護用品及び医薬品等医療資機材の需給状況

④　医療施設及び避難所等への交通状況　等

・２　医療支援班は、総合保健福祉会館に救護センターを設置し、傷病者の応急救護活動並びに収容及び搬送を実施する。

《応急救護活動》応急手当、医療施設への転送の要否等の判別、軽傷者の処置、助産活動、健康及び衛生状態の管理助言等

・３　医療支援班は、救護センターにおいて対処できない事態が生じたときは、公益社団法人安房医師会に対して医療救護班の派遣要請及びその受入れを行う。

・４　医療救護班は、傷病者の発生状況に応じ、避難所等で医療救護を実施する。

《医療救護活動》負傷者の傷害等の程度判別、重篤・重傷者の応急手当及び中等者に対する処置、医療施設への転送の要否等の決定、軽傷者等への医療、助産活動、在宅療養者特に人工呼吸機器装着患者等の救護、死亡確認等

・５　市内の災害拠点病院及び救急告示病院において、重篤・重傷者、中等者等を収容する。また、本部長は、市内の災害拠点病院等で収容困難な重篤・重傷者の収容先を確保するため、安房健康福祉センター等へ広域搬送を要請する。

・６　医療支援班は、在宅の人工透析患者及び人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療施設の対応状況を提供するとともに、受入れ可能医療機関への移動を支援する。

■　対応検証

・７　今回の災害においては人的被害の発生はなかったが、医療支援班においては、市内全域に大規模な停電が発生したことにより、医療機関の状況の把握と支援を実施した。具体的には、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の状況を確認し、停電等により入力できていない医療機関に電話等により状況確認し、当該システムの対象となっていない診療所等については、電話や訪問により被害状況、対応策を確認した。

・８　地域防災計画においては、傷病者が発生した場合の救護センターを総合保健福祉会館に設置することとされているものの、同館は保健福祉、子ども子育て支援施設の核として様々な機能を担うこと、また本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設と位置づけられていること等を踏まえ、救護センターは別の場所に設置することも検討す

べきである。

・9　停電により緊急対応を要する在宅の透析患者や在宅酸素患者については、連絡、訪問等により状況確認し、対応する医療機関の情報提供やケアマネを通じた調整を行い、継続的な治療等の実施のための支援を行った。

（2）医薬品・医療用資器材等の確保について

□　地域防災計画

・1　医療支援班は、医薬品及び医療用資器材が不足するときは、市内医療機関、千葉県薬剤師会鴨川支部及び医薬品業者から調達する。入手困難な場合は、災害応援協定の締結団体への要請、安房健康福祉センターの備蓄医薬品等の供給要請を行う。

・2　血液製剤が必要な場合は、千葉県赤十字血液センター等に供給依頼をするほか、必要に応じ献血の呼びかけを行う。

■　対応検証

・3　今回の災害においては、人的被害の発生はなく、医薬品等の不足は生じなかった。

・4　台風 15 号の際は、市内で長期の停電が大規模に発生したことにより、医療機関、福祉施設等の機能を維持するため、東京電力による電源車の配備を受け、電力が復旧するまでの間の電力供給を受けた。

・5　市立国保病院の場合、電源車が配備され、電力供給を受けることができたのは停電から５日目となる９月 13 日であり、その間は非常用発電設備などでなんとか最低限の機能を維持している状態であった。

・6　東京電力の検証報告によれば、今回、電源車の配備のための要員が、停電復旧の指揮と並行して実施していたため、体制として問題であったこと、また、電源車の接続のために必要な工事体制の構築が十分でなく、派遣・配置に時間を要してしまったこと、このため、電源車支援チームを設置し、稼働率を向上させたことが記載されている。医療機関、福祉施設にとって停電は人命につながる重要課題であり、今回の停電によって、各施設の非常用電源では施設の主要機能を確保するには全く不足することが明らかとなった。このため、停電発生と同時に、直ちに東京電力に対して電源車の派遣要請を実施するとともに、施設側においても、平時から受電のための設備の確認等を実施し、電源車の到着とともに速やかに受電することができる環境を整備しておくことが必要である。

（3）被災者等の健康管理について

□　地域防災計画

・1　医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に避難者救護センターを設置し、又は公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会に対して巡回支援医療班の編成を要請し、避難所を巡回して医

療救護活動を実施する。

・２　医療支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD)、生活の激変や避難者生活の長期化によるストレス障害等に対応するため、安房健康福祉センターと連携し、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングやメンタルヘルスケア等を行う。

■　対応検証

・３　今回の災害では避難所での生活の長期化はなく、傷病者も発生していなかったため、避難所における救護等の活動は実施していないが、市役所４階に設置した休憩所において、利用者の健康相談や体調不良者の救護、要介護者の相談対応に当たった。

・４　停電の長期化に伴い、熱中症予防の注意喚起を行った。

・５　10 月１日から合計６日間、千葉県から精神保健福祉士１人の派遣を受け、住民向けのこころの相談を受け付けた。相談件数は１日２～３件程度であった。

11　防疫・清掃

（１）検病調査・健康診断について

□　地域防災計画

・１　検病調査は、安房健康福祉センターが検病調査班を編成して実施するが、被害状況によっては医療支援班が公益社団法人安房医師会に検病調査班の編成を要請し、安房健康福祉センターに協力する。検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

・２　医療支援班は、感染症患者が発生し、知事の指示があるときは、発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

■　対応検証

・３　今回の災害においては、検病調査は実施していない。なお、感染症の発生のおそれも認められていない。

（２）防疫活動について

□　地域防災計画

・１　医療支援班は、安房健康福祉センターの指示により、予防教育、広報活動の強化、そ族・昆虫等の駆除その他の防疫事務を実施する。

■　対応検証

・２　今回の災害においては、感染症の発生のおそれが認められなかったため、防疫事務は実施していない。

（３）避難所における衛生管理について

□　地域防災計画

・１　医療支援班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■　対応検証

・２　今回の災害では、避難所で長期間の生活を送る事態となっておらず、感染症のおそれも認められなかったため、対応していない。なお、台風 19 号の際は、インフルエンザ予防を目的として、保健師が各避難所を巡回し、手指消毒剤やマスクの配布、感染予防のポスター掲示による注意喚起を行った。

（４）保健活動について

□　地域防災計画

・１　医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と連携し保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

■　対応検証

・２　今回の災害では、停電が長期に及んだため、医療支援班が福祉班と連携し、被災者を巡回し、安否確認とともに健康状態の把握や指導を実施した。

・３　総合保健福祉会館の停電により各種システムが稼働できなかったことにより、巡回の対象とする要援護者の名簿出力ができたのが４日後となった。システムの停電対策及び非常時の名簿の出力対策など、今後の対策が必要である。

・４　巡回に当たっては、医療支援班では妊婦及び乳幼児、ケアマネージャーがついていない高齢者を優先して実施した。なお、停電が長期するに従い、水や物資を持参しながら健康状態の把握を行った。対象者によっては、複数回の訪問を実施した。

・５　巡回の実施に当たり、県への保健師派遣要請を行い、群馬県、川崎市、神奈川県から３日間、９人の派遣を受けることができた。ただし、要請は業務量や受援方針によるものではなく、他機関から情報等を受けて判断したもので、今後、被害状況に応じた受援要請のあり方を整理し、準備を整えておく必要がある。

・６　巡回の体制は、台風 15 号の場合では、３～４班で 10 人～15 人程度が従事し、開始から 15 日間程度、実施した。今回の医療支援班の応急業務としては非常に大きなウエイトである。ただし、要援護者の支援については福祉班の業務でもあり、災害の状況、程度によって、医療支援班と福祉班の応急業務の対応方法、区分等について整理しておく必要がある。

（５）食品衛生対策について

□　地域防災計画

・１　医療支援班は、飲料水汚染のおそれがある場合は、飲料水の水質検査を実施する。また、被災者等へ提供する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

■　対応検証

・２　今回の災害では、飲料水汚染等のおそれは認められていない。

（６）し尿の処理について

□　地域防災計画

・１　環境班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

・２　環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、衛生センターで収集・処理を行う。し尿収集・処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により、県や隣接市町等に要請する。

・３　浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、被災地に仮設トイレを設置する、又は家屋が全半壊していない場合は自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する、という方針で対応する。

■　対応検証

・４　今回の災害においては、避難所では一時、停電による断水や浄化槽停止があったものの長期でなかったため、施設のトイレを使用することで対応可能であった。ただし、停電状況下で避難者が長期間滞在することとなった場合には、簡易トイレの活用や仮設トイレの設置は必要である。簡易トイレの備蓄又は仮設トイレの確保、さらには受援要請を含め、事前に計画しておく必要がある。

・５　台風 15 号の際は、市の衛生センターが９月 11 日（水）まで３日間程度停電していたため、くみ取りをしたし尿等は処理ができず、貯留したままであった。

・６　地域の住家において、浸水等により汲取り式トイレの使用が不可となる状況が発生した。加えて、停電及びこれに伴う断水の影響により、トイレが使用できない状況が続いた地域もあった。

・７　市役所本庁舎のトイレが停電中、使用できない状況となったものの、半日程度で復電し、利用可能となった。この件については対策済みであり、今後停電となった場合でも、非常用電源が利用できる４階トイレについては利用可能となっている。

・８　今回の災害においても、自衛隊が滞在した旧主基小学校等、施設を使用したもののトイレが利用できなかったケースがあり、環境班においては、ある程度の規模の災害が発生した場合には、速やかに仮設トイレの設置準備を行うことが適当である。この際、関係機関へ受援要請を行うことも検討する。

（７）ごみの処理について

□　地域防災計画

・１　ごみ処理については、可燃ごみを優先的に収集、処理することとし、粗大ごみ、資源ごみについては状況によっては一時中止する。災害時においても平時同様の分別を行う。また、避難所についても優先的に収集を行う。

・２　環境班は、被災状況等からごみ発生量を推計し、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直し、これをもとに必要な体制を速やかに確保し、収集、処理を行う。なお、発生量の推計に当たっては「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に従って行う。

・３　ごみの発生量が多い場所では仮集積所の設置についても考慮する。

・４　災害により大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

・５　廃棄物の種別ごとの処理方針は次のとおり。

がれき	膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行った後、原則として最終処分場で適正処理する。
粗大ごみ	平時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な処理方法を検討、実施する。
生活ごみ	衛生、防疫に配慮し、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理を実施する。
適正処理困難廃棄物	産業廃棄物は平時同様、事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適正処理方法を住民に周知するとともに、相談窓口を設置する。

・６　短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、市ではあらかじめその適地等をリストアップし、確保しておく。

・７　清掃センターで焼却するほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生に支障がない方法で行う。

■　対応検証

・８　台風 15 号の際は、清掃センターへの進入路に大規模な倒木が発生し、職員が重機を使用して啓開作業を実施した。

《清掃センター停電対応》

・９　鴨川清掃センターは９月８日（日）から９月 18 日（水）まで停電していた。停電中は焼却処理ができないほか、貯留槽（ごみピット）の搬入扉も開かないため投入もできず､収集等で集めたごみは一時的に資源ゴミのストックヤードに貯留するとともに、可能な限り外部の民間処理施設へ搬出した。また、計量器も使えなくなったが、９月 10 日（火）に非常用発電機にて計量器を稼働させ、持込の受入れのみ電力を確保した。ただし、それ以外の電気、電話等は使用できない状況であった。

・10　９月 12 日（木)、電源車の受援要請を受けて北陸電力の電源車３台が清掃センターに到着し、給電が開始されたが、電源周波数の異なる 60Hz であったため、変換ロスが大きく、２基の焼却炉の稼働には不足し、１炉のみ稼働させた。

・11　９月 18 日（水)、東京電力の復旧作業が終了し、通電したことから、２炉での焼却を開始した。

・12　電源車の稼働のための燃料が概ね４時間でなくなるため、継続的に燃料補給を行う必要があり、今回は市内の事業者に対応を依頼し、発電を継続することができたものの、電源車のための燃料確保は重要課題であり、可能であれば平時において優先対応してもらえるような準備をしておく必要がある。

《ごみ収集》

・13　台風 15 号の際は、９月９日（月）から収集業務を通常どおり実施した。一時、ス

トックヤード不足により不燃ごみの収集を停止したが、停電解消後は通常どおり実施した。

・14　発災直後の応急業務に備えるため、地域防災計画のとおり「被災状況等からごみ発生量を推計し、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性等から処理計画を定め、必要な体制を速やかに確保し、収集、処理を行う」ことについて、平時から検討をしておくべきである。

《ごみ持込》

・15　清掃センターは停電により焼却処理、持込ごみの計量ができないため、9月9日（月）のごみの持込を中止した。9月10日（火）から非常用発電機で計量器を稼働させたことから1日1回の持込を可としたものの、一時貯留した資源ごみのストックヤードも飽和してしまうことから、翌9月11日（水）から再度、持込を中止した。9月16日（月）から生ごみのみの持込、業者についても1日1回の制限を付けて再開し、制限なく通常どおりの受入れとしたのは9月23日（月）であった。また、天津小湊清掃センターについては、台風15号による倒木の影響で施設が損壊したため、10月15日（火）まで持込を中止せざるを得なかった。

《可燃ごみの外部搬出》

・16　清掃センター停電のため、9月9日（月）から可燃ごみの外部搬出を断続的に実施し、大部分を搬出した。

・17　千葉県内も広域で倒木、停電等が発生しており、本市が平時に可燃ごみの搬出を行っている3社（エコシステム千葉、市原ニューエナジー、千葉産業クリーン）のうち、当初搬出可能であったのは1社のみ（エコシステム千葉）であったが、9月17日（火）からは3社とも搬出可能となった。

・18　千葉県と産業廃棄物処理事業者との災害時協定に基づき、9月14日（土）に県から受援要望の照会があり、要望したことにより、9月17日（火）、民間事業者1社（市原ニューエナジー）から大型車でごみの運搬が行われた。協定に基づく要望であればもっと早期に要望が行えたはずであり、今後については、千葉県に対して早期の要望を実施するべきである。

・19　ごみの外部搬出について、今回のように広範囲で被害が生じ、或いは停電が発生している場合、市町村それぞれで個別に民間の廃棄物処理事業者と交渉・依頼するのは非常に困難かつ非効率であり、千葉県による積極的な調整を強く要望することが必要である。

《災害廃棄物対応》

・20　台風が通過した9月9日（月）の早朝から、強風で飛散した災害ごみ等について、市民等から問い合わせの電話が多くあり、状況が分からないため都度、現場確認に行くとともに、応急対応を実施した。この対応は徐々に減少していったものの、9月20日（金）頃まで対応を要した。

・21　災害ごみ処理を迅速に実施するため、仮置場の設置が急務であったことから、9月13日（金）から準備・調整を行い、9月15日（日）から受入れを開始した。

・22　災害ごみの仮置場での受入業務については、環境班において連日５人前後が従事し、加えて他班からの応援２～３人が従事して実施する状況が１か月以上継続した。災害ごみ置き場については、最終的に 10 月 27 日（日）に閉鎖した。

・23　災害ごみの仮置場については、地権者や周囲の住民等の理解を得た上で場所を確保する必要があり、災害時に緊急的に場所を決定するのは非常に困難である。また、今回、場所は、設置場所が西江見１箇所であり、住民やボランティアから不便であるとの意見も多く寄せられた。このため、平時において複数箇所の仮置場の選定、確保を行い、発災後、直ちに受入れができる体制を整えておくことが適当である。

・24　災害ごみの仮置場の案内、受入れ業務等については、受援要請に基づく応援職員や災害ボランティアにやってもらうことで、職員は本来に近い業務ができたはずであり、平時から業務体制を整理し、迅速に受援要請を行うとともに、災害ボランティアと連携できるよう準備を進めておく必要がある。

・25　災害ごみの仮置場においては、便乗ごみと思われる持込が多数発生し、職員は対処に苦慮した。平時から受入れルールを定め、住民向けの啓発を実施するなど、災害に備えた対策が必要である。なお、災害ボランティアを活用した災害ごみの撤去等の観点からも、仮置場の確保や、要援護者のごみの運搬方法等の検討が必要である。

（８）障害物の除去について

□　地域防災計画

・１　災害により、住家又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合は、市において除去を行う。具体的には、①当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの、②住家の被害程度が半壊又は床上浸水したもの、③自らの資力では障害物の除去ができないもの、に該当する場合には、市による除去対象となる。ただし、災害救助法が適用されれば知事が行うこととなり、市長はこれを受任して実施することができる。

・２　河川管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した廃棄物を除去する。

・３　道路管理者は、管理する道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物の除去を実施する。

■　対応検証

・４　道路については、天候回復とともに巡回により被災状況を確認し、応急の啓開が可能なものについては自ら実施、そうでない場合は通行止め等の処置を行ったうえで、復旧に向けた措置を講じている。（市道の場合。なお、国県道についても安房土木事務所において適切に対応している。）

・５　台風 15 号の際、道路被害が大規模であったため、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策隊）１人の派遣を受け（９月 21 日、22 日）、道路啓開計画の策定支援を受け

た。

（９）動物対策について

□　地域防災計画

・１　産業班は、南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

・２　環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体等と連携し、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。

・３　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として所有者が行う。避難所にはペット収容スペースを指定し、所有者自ら準備したケージ、餌等にて飼養する。避難生活が長期化した場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体等とペットの取扱について協議する。

■　対応検証

・４　台風 15 号の際は、停電の長期化により一部、家畜の死亡があったが、所有者により適正処理された。水害等により大規模な死亡等が発生する場合を除き、所有者による処理とすることが適当である。

・５　今回の災害においては、避難所の開設に当たり事前にペットスペースを指定していなかったため、避難所へのペットの持込は認めなかった。ただし、ペットの同行避難は必要であることから、今般の避難所の設置方法等の見直しに当たり、ペットの同行避難が可能な施設を設けることが必要である。具体的には、市内のいくつかの避難所をペット同行可能とし、飼い主はケージに入れて、指定されたスペースにおいて飼養する等の方法が適当である。

12　食料・飲料水・生活必需品等の供給

（１）食料の供給について

□　地域防災計画

・１　災害発生から３日間は、家庭内での備蓄食料を活用することを原則とし、市は、家庭内で備蓄食料を持ち出すことができない以下の被災者に対し、市で備蓄した食料を提供する。

①　避難指示等に基づき避難所に収容された人

②　住家が被害を受け、炊事の不可能な人

③　旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人

④　施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

⑤　災害応急活動従事者

⑥　流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人

・２　提供する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量を把握し、協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるよう配慮し、乳児に対しては、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等から粉ミルクを調達する。

・３　市内で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は、県に要請する。なお、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省生産局を通じ、米穀販売業者から受領する。

・４　産業班は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。市外から救護物資として届けられた食料は、鴨川市文化体育館に集積し、輸送業者に避難所までの輸送を要請する。避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

・５　産業班は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。炊き出しは、学校給食センター、自衛隊に要請する。

■　対応検証

・６　避難所に避難した者に対する食料の配布は、台風 19 号の際のみ実施した。実際には、備蓄食料及び水を事前に避難所に用意し、避難者に配った。

・７　台風 15 号の際には、停電が長期化したことにより、停電地域では住家被害の有無にかかわらず、住家での炊事が不可能であった。また、千葉県、東京都、神奈川県の広範囲で停電が発生したことにより、市内の店舗では食料や水がなくなった。このため、９月 10 日（火）から、各公民館において市民に対し、備蓄食料や救護物資として届けられた食料品を配布した。

・８　市民向けの食料の配布は、９月 23 日（月）まで継続した。配布場所は、当初は各公民館（11 館）及びコミュニティセンター小湊の 12 箇所であったが、９月 17 日（火）からは鴨川（郷土資料館）、江見（江見公民館）、長狭（吉尾公民館）、天津（天津小湊支所）、小湊（コミュニティセンター小湊）の各地区１箇所及び停電エリアが多く残る大山地区の大山公民館の計６箇所に変更した。

・９　物資配布には産業班が従事したほか、各班から応援を送り、２～３人程度で対応したが、配布場所が多かったため、多くの人員を要した。17 日（火）から４日間、千葉県から各５人ずつ応援を受けた。

・10　食料及び飲料水の配布については、停電地域の減少に伴い、徐々に市内店舗でも商品が入手可能となってきた中、物資配布はしばらく継続された。各班とも応急業務、中断していた通常業務等で多忙な中、物資配布についてはもう少し早い配布終了や配布場所を絞るなどにより、職員の負担軽減を図るべきであった。

・11　市民への配布以外の応援物資の処分方法について、事前に検討しておく必要がある。

（２）給水について

□　地域防災計画

・１　災害から３日間は、家庭内で備蓄している飲料水等を活用することを原則とする。

・２　水道班は、施設の破損等により水の供給が停止したときは、断水地区の重要施設に対し、優先供給を行う。

・３　水道班は、給水活動の準備として、給水拠点の設定、活動計画の策定、自衛隊や他水道事業体への応援要請、給水資機材の確保等を行う。

・４　水道班は、施設の破損等により断水が発生した場合は、被害状況の把握を行い、水源の確保を行う。また緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を水源として利用する。この場合、水質の安全に留意する。

・５　水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬し、給水を行う。この際、市所有の飲料水袋や、住民持参の容器等に給水することとする。

・６　給水が市のみで対応できない場合は、千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援を得て実施する。

■　対応検証

・７　台風 15 号、台風 19 号の際は、一部、倒木等による施設損壊による断水があったほか、停電によるポンプの停止により、多くの地域で断水が発生した。断水戸数は、台風 15 号は 5,755 戸、台風 19 号は 235 戸であった。

・８　浄水場の停電は、横渚浄水場は早期復電、その他の浄水場については非常用発電設備の設置、又は給水車による貯水池への給水を実施したことにより、大きな影響はなかった。ただし、被災直後は職員自ら燃料補給に対応したため、水道班としては人員不足となった。なお、９月 15 日（日）から２日間、柏市給水車による応急給水活動支援を受けた。（国土交通省による調整）

・９　停電地域のポンプ施設については、順次、非常用発電を用いてポンプを稼働させたことにより、台風 15 号の際は９月 16 日（月）、台風 19 号の際は 10 月 15 日（火）にそれぞれ解消した。

・10　断水発生中は、水道局ほか断水地域に臨時給水所を設置し、水道班が設置した簡易タンク設備を使用し、持参した容器への給水を行った。

・11　9月14日（土)、四方木地区の福祉施設に対し、航空自衛隊から給水車の派遣を受けて給水を実施した。（対策本部から嶺岡航空自衛隊に対して応援要請）

・12　10月25日の大雨の際、東町浄水場の浄水池に泥水が侵入し、送水不能となった影響等により、最大4,699戸の断水（実際は減水）が発生した。浄水場の洗浄等による施設の復旧作業を実施し、26日（土）に仮復旧し、送水を再開した。この間、保台浄水場の取水量の増加を行うとともに、亀田総合病院施設への給水車による給水作業を実施した。

・13　亀田総合病院への給水は、協定に基づく応援として、三芳水道企業団１台、南房総市水道局１台、かずさ水道広域連合企業団１台、銚子市１台、我孫子市１台、千葉県３台、流山市１台、八匝水道企業団１台の計10台の給水車の応援を受けて実施した。

・14　水道事業については、生活に必須なライフラインとして、災害時の援助協定に加え、断水時の対応体制が整備されており、今回の大規模な停電に対しても比較的早期に対応が図られた。ただし、今回災害協定に基づく応援を受けた相手はいずれも千葉県内の水道事業体であり、広域的な災害により県内からの応援が受けられない状態となった場合等について備えておくことが必要である。

（３）生活必需品の供給について

□　地域防災計画

・１　災害発生当初は、家庭内での備蓄物資を活用することを原則とし、市は、家庭内で備蓄物資を持ち出すことができない被災者に対し、市で備蓄した食料を提供する。対象者は、住家の被害が全壊又は半壊であって、衣服、寝具その他日常生活上必要な最低限の家財を喪失し、かつ、生活必需物資がなく日常生活を営むことが困難な者とする。

・２　産業班は、生活必需品を協定締結業者から確保する。確保が十分でない場合は、県等に供給を要請する。

・３　供給する物資は次のとおり。

寝具（毛布、布団)、外衣（作業衣、婦人服、子供服等)、肌着、タオル、靴、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、おむつ、生理用品等)、光熱材料（マッチ、ろうそく、懐中電灯、卓上コンロ、ガスボンベ等)、燃料（ガソリン、石油、灯油、重油等)、炊事道具（食器、鍋等）

・４　産業班は、物資供給業者に対し、避難所まで搬送するよう要請する。市外からの救護物資については、文化体育館に集積し、輸送業者等により避難所へ輸送する。

・５　避難所における物資の配布は、自治組織に一任することとし、民生委員やボランティアの協力を得て、避難者に公平に配分する。

・６　救護物資については、原則として個人からは受け入れない。公共団体、企業等からの救護物資は、登録制として必要なときに供給を要請する。

・７　広域拠点班は、文化体育館に物資集積所を設置し、受け入れ、整理等を行う。

■　対応検証

・８　今回の災害では、住家被害、特に住家の屋根等が被害を受け、被災者においては応急措置のためのブルーシートが必要であったため、備蓄していたものに加え、千葉県等から調達し、配布を行った。このほかの生活必需品については、救護物資として届いたものを被災者の要望があったものについて、希望者に配布した。

・９　ブルーシート及び土嚢袋の調達先（※配布だけでなく屋根展張用も含む。）

①　千葉県　ブルーシート 2,000 枚（９月 11 日、12 日）、土嚢袋 16,000 枚（９月 27 日）、UV 土嚢袋 17,000 枚（10 月 13 日）、ブルーシート　1,000 枚（10 月 11 日）、2,000 枚（10 月 17 日）

②　経済産業省　ブルーシート 2,000 枚、土嚢袋 8,000 枚（９月 15 日）

③　東京都　ブルーシート 100 枚、土嚢袋 400 枚（９月 14 日）

・10　ブルーシートの配布は、９月 11 日（水）から実施し、10 月１日（火）まで実施した。なお、９月 24 日（火）以降は、吉尾、江見、天津小湊の各公民館及びコミュニティセンター小湊の４箇所とし、施設職員による対応とした。なお、食料、飲料配布も含め、物資配布等の業務については、外部からの応援職員を積極的に活用することにより、職員負担を軽減することが適当である。

・11　ブルーシートを始め救護物資等については、鴨川市（文化体育館）までは輸送業者により配送されたものの、受け入れのための荷下ろし、各配布場所までの移送は職員が行ったため、作業量は多く負担となった。特に、重量のあるブルーシートや飲料水などは、多人数で対応せざるを得ないにもかかわらず、文化体育館の到着が夜間となる場合は、産業班、広域拠点班の多数の職員が待機しなければならなかった。

・12　物資受け入れ拠点と配布場所の間の移送については、少量であれば職員による対応も可能であるが、多量の際は、輸送事業者も活用すべきである。また、受け入れ拠点となる文化体育館については、積卸し及び館内への移動のため、フォークリフト及びハンドフォークを整備、使用することで、人員が大幅に削減できるため、導入を検討すべきであり、そのための操作員も確保しておく必要がある。さらに、これらの導入を前提として、応援物資、食料、飲料にかかわらず、外部に要請する際、具体的な容量、単位、数量等の指定と併せ、箱単位でパレット積載を条件とすることで、人海戦術を回避し、効率化を図ることができる。応援元についても、調達の際、市の要請事項のまま発注等することができる利点がある。

・13　今回、計画と反して個人からの救援物資の受け入れを行った結果、受け入れ職員の負担増となった。篤志といえども災害時の負担となるものであり、原則として受け入れない旨を早期に表明すべきである。

・14　支援物資の在庫状況が都度、明らかではないこと、また個人からの支援物資等についても具体的に何がどの程度あるのかという情報が共有されておらず、避難者や被災者の要望があった際、都度、確認する手間がかかった。庁内で支援物資の在庫状況をリアルタイムで確認できるようにすることを検討すべきである。

13　行方不明者の捜索・遺体の処理

（1）行方不明者の捜索について

□　地域防災計画

・1　市民生活班は、相談窓口で受け付けた捜索願い及び被災現場での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

・2　消防対策班は、救助隊に準じて遺体の捜索及び収容隊とし、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。

・3　行方不明者を発見し、すでに死亡していると認めるときは、警察署に連絡し、検視を受ける。

■　対応検証

・4　今回の災害においては、捜索願、行方不明者の発生はなかった。

（2）遺体の処理について

□　地域防災計画

・1　市民生活班は、遺体の検視、検案等の処置、安置を行うため、遺体安置所を開設する。

・2　市民生活班は、遺体の検視のため警察官の派遣を依頼し、警察署は、遺体の検視を行い、終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

・3　身元不明の遺体は、市民生活班と警察署が連携して特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

■　対応検証

・4　今回の災害においては、死亡者はなかった。

・5　死亡者が発生する災害を想定し、平時から遺体安置所とする施設の選定、施設利用のための設備、用具等を準備しておくことが必要である。また、対応する職員の心理的ストレス等への対応も必要と思われる。

（3）遺体の埋火葬について

□　地域防災計画

・1　市民生活班は、遺体を火葬する。遺族による遺体搬送が困難な場合は、葬儀業者等の協力を要請する。なお、市のみで遺体の埋火葬が困難な場合は、近隣市町村、県や国の応援を得て実施する。

・2　市民生活班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに一時に保管し、なお引き取り手がない場合は、市が指定した墓地に埋葬する。

■　対応検証

・３　今回の災害においては、死亡者はなかった。

・４　死亡者が発生する災害を想定し、平時から遺体安置所とする施設の選定、施設利用のための設備、用具等を準備しておくことが必要である。また、対応する職員の心理的ストレス等への対応も必要と思われる。

14　被災住宅対策

（1）応急仮設住宅について

□　地域防災計画

・1　災害救助法が適用された場合、県が応急仮設住宅を建設する。同法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生したときは、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。なお、市限りで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の応援を得て実施する。ただし、小規模災害で、住家を失った被災者が発生したときは、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

・2　応急仮設住宅の対象者（入居資格者）は、左欄の要件を満たす右欄に掲げる者とする。

（要件）すべてを満たすこと。	（対象者）次のいずれかの者。
・災害時に市内に居住していること ・住家が全壊又は流出したこと。 ・居住する住家がないこと。 ・自らの資力で住宅を確保することができないこと。	・生活保護の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯の者、老人、病弱者、身体障害者、勤労者又は小企業者 ・上記に準ずる者

・3　入居者の選定は、市長が委員を選任し、その意見を聞いて方針を定め選定する。

・4　土木班は、ライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として学校校庭や公園から仮設住宅の建設用地を選定し、応急仮設住宅の建築基準に従い、応急仮設住宅を建設する。

・5　土木班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保する。

・6　土木班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

■　対応検証

・7　今回の災害においては、全壊２棟、大規模半壊３棟であり、応急仮設住宅の建設を行う規模には至らなかった。

・8　台風 15 号による被害により自宅での居住が困難な被災者（１人）について、中央公民館に一時滞在した後、市の被災者向け住宅である市川住宅への入居手続きを実施した。

（2）住宅の応急修理について

□　地域防災計画

・1　災害により住家が半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。なお、応急修理は市長が行うが、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを

補助する。

■　対応検証

・2　今回の災害では災害救助法が適用されたため、知事の委任を受けて市長が実施することとなった。

・3　災害救助法に基づく住家の応急修理については、これまで半壊以上が対象とされていたが、今回の災害（台風 15 号）から対象を一部損壊で損害割合が 10%以上のものに拡充され、業務量が激増した。令和元年度末時点での応急修理実績（修理依頼済み）は、半壊が 18 件、一部損壊が 279 件であるが、未だ相当数の未処理事案がある。

・4　災害救助法の対象となる応急修理の対象とならない一部損壊のうち、一定の基準を満たすものに対しては、国県による補助制度が創設されたが、この仕組みが被災者に対して解りづらいものであり、かつ、事務も繁雑であったため、職員負担が非常に大きかった。（現在も継続中である。）

・5　応急修理業務を行うに当たり、11 月から市役所内に被災住宅支援窓口を開設し、土木班職員及び県からの派遣職員により対応した。なお、県職員による対応について被災者から苦情があり、市職員が対応しなければならない事態もあった。対応に当たっては、ほかに広島市からの職員応援（１人９日間）も受けた。ただし、これら職員派遣を受けるに当たって、日程等について県に要望を伝えたものの、県の都合が優先され、決定されてしまった。派遣要請について理解が乏しかったこともあり、交渉等をうまくできなかったことから、今後、県等に対して職員派遣要請を行う場合には、制度を理解した上で適切な要請を行うことが必要である。

・6　千葉県による職員派遣は、10 月 29 日（火）から令和２年３月 19 日（木）までの間で、支援窓口業務に従事した。当初は１日４人体制であったが、徐々に減員となった。

・7　住宅の応急修理業務については、修理を実施する事業者が不足しており、被災者が修理の依頼を待たされている状況にあり、今後も当分の間は業務を継続しなければならない状況となっている。

（3）被災宅地の危険度判定について

□　地域防災計画

・1　災害により住家が半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。なお、応急修理は市長が行うが、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

■　対応検証

・2　今回の災害では災害救助法が適用されたため、知事の委任を受けて市長が実施することとなった。

・3　今回の災害においては、危険度判定を要した被災宅地がなく、実施に至らなかった。

＊その他（地域防災計画外）

・１　台風 15 号では近年にない建物被害が発生したことにより、空家となっている建物からの飛散物による被害、苦情等の通報があり、現地確認、建物所有者確認に多くの時間を要することとなった。建物の多くが所有者特定（相続関係者追跡作業等）に時間を要することから、平常時から空家対策を進めておくことが必要である。

15　文教対策及び労働力の確保

（１）災害発生時の対応について

□　地域防災計画

・１　災害発生時には、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定めるところにより対策を行う。

・２　学校長等は、児童・生等の安全確保を行い、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護する。併せて安否確認し、教育委員会に報告する。

・３　学校長は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

・４　学校教育班及び社会教育班は、学校施設、社会体育施設及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

・５　各学校の施設に避難所が開設されたときは、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者の受け入れ準備を行う。また、避難所運営に当たっては、自治組織とともに教育スペースと避難スペースの調整を図る。

■　対応検証

・６　台風 15 号の際は、９月９日（月）の午前６時に臨時休校を決定し、関係者へのメール送信を行った。同日以降も市内は広範に停電が発生していたため、11 日（水）までは全校とも臨時休校とし、12 日以降は、停電している地域については、休校を継続し、通電した地域の学校について順次、再開した。

　　９/12(木)　鴨川中学校、東条小学校再開

　　９/13(金)　西条小学校、田原小学校再開

　　９/17(火)　全校再開

・７　台風 19 号の際は、一時停電が発生した地区もあったが、10 月 13 日(日)のうちに通電し、学校の通常登校に影響はなかった。

・８　10 月 25 日の大雨の際は、午前６時の時点で雨がやや強かったものの警報等の発表はなく、予報では夕方下校時には天候回復する見込みであったため、通常登校とした。しかし、徐々に雨が強くなり、午前中に土砂災害警戒情報、避難勧告が相次ぎ発表された。学校においては校舎内が最も安全と判断し、一斉下校等は行わず、いつでも上階に避難できる態勢を整えつつ、保護者に対して、危険な時間帯の一斉下校はしないこと、天候回復後の通常下校とすること、ただし、保護者の迎えにより早期下校することができること、をメールにより伝達した。この結果、河川氾濫のおそれが高かった鴨川小学校では、約４割の児童が保護者とともに下校し、他の学校についても保護者の迎え下校に柔軟に対応し、その他は天候が回復した通常の下校時間に下校した。なお、スクールバス利用の場合は、管理職がバス停付近の天候や安全確認を実施し、必要に応じて保護者にバス停までの迎えを要請し、生徒の安全な下校を確保した。

・９　学校施設の被害確認は、職員２人１組で巡回して確認したほか、指導主事も早期に巡回し、連絡調整に努めた。被害としては、台風 15 号の際、安房東中学校のエアコ

ン室外機の転倒破損、長狭学園体育倉庫が付近の倒木により損壊したなどの被害があったほか、学校運営に大きく影響する被害はなかった。

・10　台風 19 号の際、10 月 12 日（土）午前９時から各学校体育館等を避難所として追加で開設した。鴨川中学校体育館については、同日の日中に長狭高校に代えて緊急的に開設したが、学校等の協力により避難者の誘導は大きな混乱はなかった。

（２）応急教育活動について

□　地域防災計画

・１　学校教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

・２　学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により十分な人員を確保できないときは、県教育委員会と連携し、学級編成の組み替え、他学校からの応援等により対処する。指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。

・３　災害により学用品を失った児童生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。学校教育班は、学校長を通じて対象児童生徒を把握し、必要数を確保して学校に配分する。

・４　学校教育班は、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

■　対応検証

・５　今回の災害においては、停電中は休校としたほか、学校施設の被害についても学校運営に重大な支障を生ずるようなものではなく、通常の体制で教育活動を実施した。

・６　学用品の給与、納付金減免等の必要はなかった。

（３）応急保育について

□　地域防災計画

・１　保育園長は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

・２　災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時保育を実施する。

■　対応検証

・３　台風 15 号の際は、屋根破損（田原保育園）のほか、窓ガラスの損傷等の小規模な被害があった中で、すべての施設で可能な部屋に子どもを集めて応急保育を実施した。

・４　９月９日（月）から 11 日（水）までは全保育園、幼稚園、認定こども園（公立）が停電している中での保育で、気温が高かったため職員がうちわを使って子どもをあおぎ、保育を継続した。給食については、９日（月）は園に備蓄されたもので対応したが、10 日（火）以降は食事と飲み物は持参することとした。また、停電中は断水したためトイレが使用できず、水道局給水所に水を汲みに行き、流すなどの対応を行

った。

・５　９月 12 日（木）に田原保育園・幼稚園が通電、13 日（金）には長狭こども園を除くすべての園で通電した。（長狭こども園は 18 日に通電）。

【各園の停電・登園園児数の状況】

	9/9 月	9/10 火	9/11 水	9/12 木	9/13 金	9/14 土	9/17 火	停電期間
鴨川保育園	**5**	**13**	**11**	**14**	16	4	33	9/12 まで
田原保育園	**2**	**2**	**4**	3	10	1	29	9/11 まで
天津小湊保育園	**9**	**7**	**8**	**8**	9	5	29	9/12 まで
西条こども園	**20**	**13**	**17**	**22**	30	3	69	9/12 まで
長狭こども園	**0**	**0**	**2**	**0**	**5**	**0**	**36**	9/18 まで
江見こども園	**35**	**1**	**1**	**0**	2	0	68	9/12 まで
鴨川幼稚園	**3**	**4**	**6**	**6**	10	0	49	9/12 まで
田原幼稚園	**0**	**0**	**1**	1	15	0	21	9/11まで
天津小湊幼稚園	**1**	**1**	**2**	**2**	2	2	46	9/12 まで
合計	**75**	**41**	**52**	**56**	99	15	380	

※　太字下線付が停電期間中の登園児数。（参考：OURS は 11 日に通電）

・６　台風 19 号の際は、10 月 12 日（土）、長狭こども園が停電したが、登園園児はなかった。

・７　保育所、認定こども園については、災害時においても保育を継続する必要があることから、扇風機や給湯機、照明器具、連絡用の携帯電話等を稼働させるため、非常用発電機や投光器など、業務の継続に必要な資機材及び備蓄食料、非常用トイレその他保育の継続に必要な消耗品等を整理し、備蓄、整備しておく必要がある。

（４）労働力の確保について　《公共職業安定所のみ。検証対象外》

16　ライフライン施設等の応急・復旧計画

（１）上水道施設について

□　地域防災計画

・１　水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

・２　水道班は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止したときは、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、近隣市町村に要請し、応急復旧体制を整える。

・３　水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。

■　対応検証

・４　台風 15 号及び台風 19 号では、水道施設に大きな被害はなかったが、大規模な停電による断水が発生した。非常用発電設備を調達し、各ポンプ場に配備することで対応した。

・５　10 月 25 日の大雨の際、東町浄水場の浄水池に泥水が侵入し、送水不能となった影響等により、最大 4,699 戸の断水（実際は減水）が発生した。浄水場のポンプによる水抜き作業、倒木撤去作業、浄水池洗浄等による施設の復旧作業を実施し、26 日（土）に仮復旧し、送水を再開した。

（２）ガス施設について　《検証対象外》

（３）電力施設について　《検証対象外》

（４）通信施設について　《検証対象外》

（５）道路・橋梁について

□　地域防災計画

・１　災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

・２　道路管理者は、所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるともに、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

■　対応検証

・３　災害時の道路、橋梁の被害状況把握については、土木班職員が２人２班体制で巡回し、報告することが業務上のルールとなっており、今回の災害でも同様に実施した。

・４　道路については、応急啓開が可能なものについては自ら実施、そうでない場合は通行止め等の処置を行ったうえで、復旧に向けた措置を講じた。

・５　台風 15 号の際は、道路被害が大規模であったため、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策隊）１名の派遣を受け、道路啓開計画の策定支援を受けた。

（６）公共施設について

□　地域防災計画

・１　施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

■　対応検証

・２　いずれの災害時においても、各班それぞれ既定の手段で所管施設の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告を行っているほか、危険な状況にある場合には、応急措置を実施し、応急措置ができない場合には、立入禁止等、安全確保措置を講じている。

（７）鉄道施設について　《検証対象外》

17　ボランティア活動への対応

（1）ボランティア団体への要請について

□　地域防災計画

・1　大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティアの協力を得て効果的な応急対策を実施する。

・2　ボランティアの協力を得て実施する分野は次のとおりとする。

①　専門ボランティア

救護所での医療・看護、病院等への搬送、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定、外国語の通訳、被災者への心理治療、要配慮者の介護、その他専門的知識や技能を要する活動

②　一般ボランティア

避難所の運営、炊出し、食料・飲料水等の受入・配給、救援物資や義捐品の仕分け、要配慮者の介護、清掃、その他被災地における軽作業

・3　災害時にボランティアとして協力を求める対象は、個人では市民、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士など、団体では鴨川市赤十字奉仕団、鴨川市社会福祉協議会、鴨川市国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体等とする。

・4　大規模災害が発生した際は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、インターネット、市、県、社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等や民間団体を通じ、広くボランティア参加を呼びかける。

■　対応検証

・5　台風 15 号による被害は、強風による住家等の被害や倒木であったため、災害ボランティアのニーズは屋根へのブルーシート展張、倒木処理が非常に多く、これらについては一般のボランティアでは対応が困難であり、これらの対応の多くはプロボノ（専門技術を有する技術系ボランティア）が対応した。

①　災害ボランティアニーズ集計（鴨川市社会福祉協議会）

	ニーズ件数	対応済件数
ブルーシート展張	651	485
倒木	65	47
土砂	3	1
片付け	140	108
その他	48	28
計	907	669

（令和元年 10 月 31 日現在）

②　一般ボランティア人数

９月

日	14	15	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	30	合計
曜日	土	日	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	月	
人数	201	380	48	57	71	72	103	37	53	27	25	51	17	1,142

10 月

日	1	2	3	5	6	20	26	27	合計
曜日	火	水	木	土	日	日	土	日	
人数	25	23	12	17	23	10	26	26	162

※　各月記載のない日は雨天や活動センターの状況により実施しなかった日

③　技術系ボランティア数（プロボノ）

	9 月	10 月	11 月	12 月	計
人数	330	300	200	100	930

※　NPO 及び個人ボランティア数。受援である自衛隊、茨城県建設業協会及びひのきしん隊（658 人）を除く。

・6　台風 15 号による被災状況により、福祉班から 9 月 12 日（木）に協定に基づく災害ボランティアセンターの設置要請を行い、市社会福祉協議会が総合保健福祉会館内に災害ボランティアセンターを開設し、9 月 13 日（金）からニーズ及びボランティア受付を開始し、翌 14 日（土）から運営スタッフ 34 人で活動を開始した。なお、立上げ等準備の時点から NPO 法人（レスキューアシスト）等の参加があった。また、9 月 15 日（月）には災害ボランティア活動支援プロジェクト会議から災害ボランティア運営支援員が、9 月 18 日（水）からは県内社協から運営支援のための人員（4 人）がそれぞれ派遣され、センターの運営支援を得ることができた。災害時には多様な対応が求められることから、支援人材の確保が極めて有効であり、今後の災害に備えた支援要請の方法を準備しておく必要がある。

・7　ボランティアの活動開始当初は、災害廃棄物の集積場所がなく、ボランティア活動に支障を来した。また、ニーズの多くがブルーシートの展張であり、一般ボランティアを募集しても対応できなかった。災害と同時に災害ごみ、がれき等が発生し、それらの片付けを行う活動が必要であるが、そのためには仮置場の確保が必要となるため、今後の災害に備え、市内各地で場所の選定等を行っておくことが適当である。

・8　ニーズの殆どをしめたブルーシート展張については、自衛隊が要支援者世帯を対象に実施し（9 月 19 日～9 月 29 日）、それ以外の一般の住家については、支援要請で来た茨城県建設業協会等のプロボノが分担して実施した。

・9　9 月 27 日（金）に茨城県建設業協会が撤収し、ブルーシート展張の実施が困難となったため、災害救助隊ひのきしん隊の派遣を要請し、以降は同隊及びレスキューアシストが中心となって一般住家のブルーシート展張を実施した。

・10　台風 19 号の被害が重なったことで、自衛隊によるブルーシート展張が要支援者を対象に再開された（10 月 16 日から 22 日まで）。

・11　10 月 31 日（木）に災害ボランティアセンターを閉鎖した。以後については社会福

祉協議会内に「被災者生活サポートセンター」を設置し、NPO法人レスキューアシストと連携してブルーシートのニーズ（再展張も含む。）に対応していくこととした。

・12　災害ボランティア活動を実施していく上では、地域での協力が重要である。外部からの各種のボランティア、プロボノ、運営支援者等とともに、地域内で活動できるボランティア人材を育成していくことも課題である。

（2）ボランティアへの対応について

□　地域防災計画

・1　社会福祉協議会は、ボランティア団体と協力してボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点(活動センター)を鴨川市総合保健福祉会館に設置する。

・2　福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

・3　福祉班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。福祉班は、ボランティアの活動に必要な情報を活動センター及びその他のボランティア組織に提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整に当たる。

■　対応検証

・4　開設当初、ふれあいセンターを拠点としたが、駐車場の確保やスペースの問題から、旧主基小学校に移転せざるを得なかった。設置場所については再度、様々な視点から検討し、災害時に迅速に開設することができるよう検討する。

・5　市災害対策本部と災害ボランティアセンターの間で情報共有、連絡調整が十分でなかった。特に、災害ボランティアセンターでは、市全体の被災状況や本部の活動状況がわからず、対応に苦慮した。災害対策本部においても、ボランティアセンターでの課題等が十分把握されていたとは言えない状況であった。連携できる仕組みづくりが必要である。

18　要配慮者への対応

（１）要配慮者の安全確認について

□　地域防災計画

・１　福祉班は、住民組織、自主防災組織や福祉関係機関等と協力し、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては移送の要否を検討する。

・２　要配慮者の避難は、原則として地区の自主組織、自主防災組織等が誘導する。

・３　福祉班は、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに把握し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所を行う。

■　対応検証

・４　福祉班は、台風接近等の災害のおそれがあるときは、土砂災害警戒区域内の要配慮者に対し、電話により注意喚起するとともに、避難に関する情報を伝えており、今回の災害においても同様に実施した。ただし、避難誘導は行っていない。

・５　台風 19 号の際は、６か所の協定福祉施設のうち２施設に 12 人（うち３人は友人宅に移転したため、実際の避難者は９人）について入所の措置を行った。

（２）要配慮者への支援について

□　地域防災計画

・１　福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て避難所におけるケアリスト作成、設備や物資の確保及び設置、専用スペースの確保、適切な食事提供などの生活支援、広報支援等を行う。

・２　福祉班は、避難所での滞在が困難な要配慮者を、社会福祉施設等に入所させるための要請を行う。

・３　福祉班は、避難生活の長期化等に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

・４　福祉班及び土木班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する。

■　対応検証

・５　今回の災害では、いずれも滞在期間が短かったため、二次避難所としての福祉避難所の設置や避難所への専門家による訪問も実施していない。なお、台風 19 号の際は、インフルエンザの流行のおそれがあったため、保健師が消毒剤等を持参して避難所を巡回し、体調不良者等の把握、相談等を実施した。

・６　今回の災害では、応急仮設住宅の設置が必要な事態には至っていない。

・７　福祉班及び医療支援班が要介護高齢者、障害者等の安否確認のほか、ケアマネージ

ャー、社会福祉施設等からの情報収集を行った。

（３）福祉仮設住宅の供給について

□　地域防災計画

・１　福祉班及び土木班は、県と協力し、要配慮者向け住宅として福祉仮設住宅を設置する。

■　対応検証

・２　今回の災害では、福祉仮設住宅の設置が必要な事態には至っていない。

（４）福祉施設入所者等への対策について

□　地域防災計画

・１　社会福祉施設等の管理者は、入所者等の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

■　対応検証

・２　台風 15 号の際は、市内広範で停電が発生したため、社会福祉施設において非常用発電設備では機能維持に必要な電力を確保できない施設について、発電機の配置を行うとともに、電力会社による電源車からの電力供給を手配し、対応した。

・３　高齢者施設等において、停電によりエアコン等の使用ができず熱中症となる事例が発生した。医療支援班が市内の介護施設等を巡回する際には、水分を補給しやすい飲料を持参し、体調不良者の有無を確認した。

（５）外国人に対する対策について

□　地域防災計画

・１　市民生活班は、被災した外国人を把握し、県等と協力して外国語通訳の派遣等を行うなど、ニーズに合わせた支援を行う。

■　対応検証

・２　災害関連情報の周知のため、広報連絡班が行うホームページに掲載した情報、公民館等の掲示板へ掲示した情報のうち、外国人が生活上必要と思われる情報について、市民生活班が直ちに英語翻訳を行い、ホームページ掲載を行ったほか、やさしい日本語による表記も併せて行い、外国人が停電等の非常時のなかで情報を得られるような対応を行った。また、中国語、ベトナム語への翻訳をボランティアに依頼して作成し、同様にやさしい日本語と併記して市ホームページに掲載した。なお、この取組は abema tv（インターネット配信テレビ）による取材があり、台風等の非常時に外国人へ避難情報などをどう伝えるか、というテーマで放送された番組内で優良事例として評価され報じられた。

19　孤立対策

（１）孤立地区の確認について

□　地域防災計画

・１　本部事務局は、一般電話、無線電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。通信遮断により孤立が予想された場合は、土木班により道路状況を確認し、孤立状況を把握する。また、県、自衛隊、関係機関にヘリコプター等による偵察などにより、可能な限り状況把握に努める。

■　対応検証

・２　台風 15 号の際、倒木等により道路が寸断され、東町（袋倉）、打墨（金山）、太田学、東（嶺岡）、金束の５か所で合計 14 世帯が一時孤立状態となった。このため、９月 10 日（火）に職員が徒歩により各集落に安否確認、食料及び水を持参して訪問した。一部の留守宅を除き、物資等を配付した（留守宅は玄関に配付）。いずれも徒歩での通行は可能であり、完全な孤立とはなっていないことを確認した。

・３　道路啓開により、９月 13 日（火）にはすべての孤立状態が解消した。

（２）救助、救出について

□　地域防災計画

・１　消防本部は、生き埋め者や重傷者が発生した場合は、県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

■　対応検証

・２　今回の災害では人的な被害はなかった。

（３）集団避難について

□　地域防災計画

・１　孤立地区において二次災害のおそれやライフラインの途絶等により地区内での生活が困難な場合は、地区全員の集団避難を勧告する。

■　対応検証

・２　今回の災害では、集団避難が必要な事態とはなっていない。

（４）緊急支援物資の確保・搬送について

□　地域防災計画

・１　地区住民は、道路復旧等による孤立解消までの間、食料等を相互に融通し合い、で

きる限り自活する。本部事務局は、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等を輸送する。

■　対応検証

・２　台風 15 号により孤立状態となった地区には、安否確認とともに水、食料を職員が徒歩で持参した。孤立期間も短期間で解消したため、以後の輸送等は実施していない。

20　在港船舶対策

《検証対象外》